

議事日程第3号

令和5年9月6日(水)

第1 市政一般に対する質問

安田 健次郎

鈴木 元章

佐藤 誠

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 吉田 清孝	2番 古仲 清尚	3番 鈴木 元章
4番 安田 健次郎	5番 吉田 洋平	6番 蓬田 司
7番 船木 正博	8番 佐藤 誠	9番 畠山 富勝
10番 進藤 優子	11番 笹川 圭光	12番 太田 穰
13番 三浦 利通	14番 小野 肇	15番 田井 博之
16番 小松 穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田 弘史
副事務局 長	清水 幸子
主 席 主 査	中川 祐司
主 事	菅原 優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	総務企画部長	鈴木 健

地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公	市民福祉部長	佐 藤 孝 悦
観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博	エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉 本 一 也
産業建設部長	湊 智 志	建設技監	佐 藤 透
企業局長	田 村 力	企画政策課長	高 桑 淳
総務課長	平 塚 敦 子	財政課長	天 野 秀 一
福祉課長	北 嶋 三 世	観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)
農林水産課長	夏 井 大 助	建設課長	三 浦 昇
病院事務局長	原 田 徹	会計管理者	湊 留美子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学校教育課長	笹 浏 美 穂
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	目 黒 一 人
農委事務局長	船 木 聖 徳	企業局管理課長	畠 山 隆 之
ガス上下水道課長	薄 田 修 一		

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

4番安田健次郎議員の発言を許します。安田議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 皆さん、おはようございます。

8月の豪雨の際の被災者に対しては、この場から私もお見舞い申し上げさせていた
だきたいと思います。

○議長（小松穂積） 安田議員、豪雨は7月だったので。

○4番（安田健次郎議員） ごめん。相変わらず間違っ
て申し訳ありません。気持ちだ
けは酌んでください。

同時に、その対応についての職員の皆様の献身的な御活躍に対しても敬意を申し上
げさせていただきたいと思います。

ちょっと私も相変わらず体調が思わしくない
ので、いろいろ粗相があると思
いますけども、質問させていただ
きたいと思います。

その前に、7月20日過ぎからの高温により、畑作や水田作が水不足やら高温で非
常に大変な状態でないかなというふう
に思っています。今、刈取りも始ま
っていますが、非常に腰折れと言
いますかね、枯れて倒れている部
分が大変多く見受けられますけ
れども、何とか米の質と共に最
小限に被害がとどまってくれら
ばなというふうに思っている
ところであります。

前段、るる相変わらず粗相な
ところありますけども、早速
質問に入らせていただ
きたいと思
います。

1番目は、高齢者の生活支援対策についてであります。

今、全国的に、あと2年、いわゆる2025年には、もう75歳以上の高齢者の方々が5人に1人という統計が発表されているようであります。御存じのように当男鹿市も現在は高齢化率も、人口の減少率も、県内では非常に高い、そういう割合になっているわけでありましてけれども、そしてまた同時に過疎化が進み、地域の方々の将来に対する不信感が高まっているとも言われています。特に高齢者にとっては、簡単にどこへでも移住するとか、動くとかというのは困難でありますし、やっぱり長く住んできたその土地、その地域で暮らさざるを得ない方が多いと思います。それでも何とかその地域で暮らし続けなければならないわけですが、日常生活などについて非常に不便を来している実態があると思います。様々な支援や手助けを望んでいる声がたくさん私たちにも寄せられておりますし、非常に高まっているのではないかなというふうに思います。

そんなことから、もちろん国でも生活支援等、日常生活援助の必要性から、簡単に言えば高齢者の生活支援事業や介護予防などの生きがいの活動事業というものを幅広く今取り組んで、各自治体に要請をしているわけでありましてけれども、その他様々な取組が全国の自治体で取り組まれておりますけれども、当男鹿市としてもそれぞれ支援策は目に見えるように取り組まれている部分もありますけれども、まだまだ地域の高齢者のニーズに応えるような支援対策は、もっと強めなければならないんじゃないかなというふうに思いますし、そういう観点から高齢者の生活支援対策についての質問をさせていただきたいなというふうに思います。

まず一つ目は、過疎が進んでおりますので、どこでも取り組んでおります。男鹿市も200円コインのバスがありますけれども、全国的には敬老パスと言われているそうでもありますけれども、いわゆる敬老乗車証制度、この制度をつくって、いつでもどこでもバスには乗れるような、そういうシステムを配慮すべきじゃないかなと、この点についての考え方をまず初めに聞いておきたいなというふうに思います。

二つ目は、今、高齢者の事故が結構多いということから、自動車免許の返納が促進されております。その対応策として、これも全国的な例として申し上げるわけですが、いわゆる電動車椅子やシニアカーなどの購入費を補助しているところが多々あります。それから、廃車をする場合の、この手続がやっぱり負担もあるということから、これらの無料化についても今、取り組んでいる自治体が結構見受けられます。

それから鉄道料金、ここは男鹿線一本しかありませんけれども、この料金の割引や、それからもう一つは、交通系のＩＣカード、いわゆる電車に乗る場合の、この交付も考えるべきではないかと。これはなぜか、受け売りですけども、他の全国的な例を見ますと、それなりに取り組んでいるところがありますので、高齢者の生活支援対策としては非常に喜ばれるんじゃないかなというふうに思いますので、その考え方を伺っておきたいと思います。

三つ目は、いわゆるこれはちょっと別問題、三つ目にしますけども、自宅の改修というか、一人暮らしの場合、やっぱり今までの自宅の場合、不便な部分がありますけれども、もう少し住みやすくするための改造なり、造り替えなり、そういうものについての融資制度も今、取り組まれているところがありますけど、介護の関係でそれなりに可能だとは思いますが、さらに一歩進んで、そういう住みやすい環境づくりに支援すべきではないかなというふうにも思ったところがあります。

四つ目は、ちょっとこれくどいようで、私も何回か取り上げざるを得ないというか、この次の質問にも関連させていただきますし、今、全国的に、子どもの三つのゼロと高齢者の補聴器、これがもうものすごい高まりで、全国どこの自治体でも取り組まれています。これは高齢化率が高くなるという要因もあって、補聴器の補助がやっぱりある程度重要だということからだそうでもありますけれども、この補聴器の購入についても高齢者の生活支援対策として独自に考える必要はないのでしょうかという問題でありますけども、お答えを願いたいと思います。

五つ目は、認知症の問題です。私もかかりかけているのではないかなと思ってますけれども、この高齢者、認知症がものすごく高まっています。これがいろんな意味で生活しにくいということで、人との疎遠対策、疎遠というか、あまり交わりたくないという心理に偏るようでありまして、非常に地域の活性化に対しては思わしくない。この認知症に対する対策も、今、国でも相当力を入れてやっておりますけれども、当男鹿市の場合、あまりよく見受けられないんですけれども、この対策はどう対応しようと思っているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

２番目は、一緒にしていますけど、ひきこもりと鬱病対策。これも高齢に関わる問題でもあり、ちょっと申し上げますけれども、いわゆる８０５０問題と言われております。８０歳代の親が５０歳代の子どもの世話をする、今この現象が全国的に多く

なっていると言われていています。この男鹿市内でも、私の知っているところでは、三、四件ばかりこの状況があるのを見受けられて、相談が寄せられておりますけれども、どうもこの問題は我々個人では難しいという問題もありますので質問をするわけでありましてけれども。

内閣府の発表でも「こども・若者の意識と生活に関する調査」、これをこの間行ったようでありましてけれども、いわゆる15歳から64歳までのひきこもりの推計が全国で146万人、おっと思ったんですけども、いると推測されています。この調査から何が分かったかと言いますと、調査した方も言ってるらしいんですけども、女性の割合が高くなっているという現象です。私はふだん、男性のほうがひきこもり多いのかなと思っていたんですけども、どうも相談を受けたり、この調査を見ますと、やっぱり女性のほうが多いのかなというふうに感じざるを得ない状況だと思います。

このひきこもり対策については、男鹿市でも幾らか相談を受けている、いつの広報かな、今年の中旬、1月か2月頃の広報だと思うんだけど、「ひきこもり相談窓口を御利用ください」という小さな欄がちょこっとあったんだけど、ああ幾らか取り組む姿勢が見受けられるのかなと思ったんですけども、要はこの対策をもう少し強める必要があるんじゃないかなと思うんです。これ、なかなか素人、私たちには難しい問題だと思いますし、やっぱり自治体の専門的な分野での相談強化が必要ではないかというふうに思います。

このひきこもりと鬱とは関連があるわけですけども、積極的な対応を考える必要がないのかという点で伺いたいと思います。鬱病患者のいる御家庭でも同様であり、この対応策を考えるべきではないかと。

申し忘れてはいたけども、先のほうはひきこもり、後のほうは鬱病ということ、これについての取組の考え方をお聞かせ願えればありがたいと思います。

3番目です。介護保険について伺いたいと思います。

これも来年度の議会で主要な議題になってくると思うんですけども、第9期の介護保険の事業計画が改定になります。今、介護保険に関わる現場からの声は、利用料が引き上がってきて非常に大変だという声と、関わりのある施設の方々へ伺いますと、人手不足や低賃金で、いろんな矛盾が出ているという声が寄せられています。中には、介護崩壊だという言葉まで、鋭い声まで出ているわけでありましてけれども。

いわゆる利用者にとって掛金は、これで22年ぐらいになるのかな、第8期までの掛金が、今はもう倍になっていますよね。そしてまた、利用する際には非常に利用料が高くなっている。もう私方に寄せられるのは、どっかに安くいい介護施設はないでしょうかという声は何件か寄せられています。私も専門家じゃないから聞きはしますけれども、混んでいますとか、ここはやっぱり既定の料金ですということで、いわゆる要望される低料金で入れる介護施設というのは、なかなか見受けられないという現状があると思うんですね。

そうすると、いわゆる保険料あって介護なし、悪い言葉で言うと、詐欺みたいじゃないかっていう方もいるわけですが。いわゆる20年前にはお年寄りになりますとお世話になりますからということで、介護保険掛けるのもやむを得ないということで制度が発足しました。ところが、掛金はどんどんどんどん先ほど言ったように2倍になるんだけれども、利用料は、要は介護1、2、3と、いわゆるデイサービスなんか非常に楽に利用されて、ここ十何年間やってきたんですけれども、この頃はもう全部介護度1、2は外されていますよね。3まで外されています。要支援、ごめん、要支援は外されています。介護度も、今もうどんどんどんどんランクが引き上げられて、なかなか思うように任せられない。いわゆる利用するには、もう10万単位の料金が取られるようになっていきますね。これではね、20年間も介護保険一生懸命掛けた方々にね、非常に無礼だっというかね、失礼な制度じゃないかと私は思っています。いろいろ国の方針もあるでしょうし、全体的なことも十分分かりますけれども、要は男鹿市の場合は結構高いほうなんですね。この点について、この介護保険の中身についてちょっと議論をさせていただきたいと思って通告したわけでもありますけれども。

質問の一つ目は、保険料の引下げ対策はできないのかと。何とかして。

それから二つ目です。利用料の改正、申し上げましたように、非常に基準が引き下げられておりますけれども、いわゆる部屋代が取られる、食事代が取られるっていうようなことで、この利用料が非常に高くなって、利用しにくいという状況が続いています。これらに対する支援策、いわゆる低所得者対策については一定のランクがあって、基準があって、下がるところがあるわけだけでも、しかし、全体的にはやっぱり非常にきつい利用料です。もう介護施設に入れる御家庭の方々、特に若い人方も、

頭にくるという言葉が出ていますよね。大変な状況だと思うんだけど、これらに対する、もう少し男鹿市らしいさきやかでも支援する制度はつくられないのかということでもあります。

それから三つ目です。相変わらず特別養護老人ホーム、何回か質問していますが、まだまだなかなか解消できない。今、生活苦の問題もあって、休んで介護するわけにはいかないの、やっぱり介護度4、5になると、特養に、施設に入れざるを得ないということになるんだけど、やっぱりまだまだ待機させられて、2人いると1人は仕事ができないという状況が続いている御家庭もあるわけですが、これらの解消策はどこまでできているのか、大分進んでいるとは思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

それから四つ目、保険料の減免、昔、介護保険は減免できないということで、今はできるんだけど、これは申請があればやるのは当たり前なんだけど、もう少し介護保険の減免についての御相談というかね、あまりに高い方々には相談に応じるというような形でのサービスの、介護保険についての制度を利用してのサービスなどできないのかどうか。非常にやっぱり減免というかね、別に何でもかんでも安くしてくれというわけじゃなくて、減免するにはそれなりの理由や内容がやっぱりあるわけですから、それに当てはまる、それからそれに準ずるような方々への支援対策は必要じゃないかと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後の五つ目ですけれども、いわゆるこの矛盾はなぜ起きるかということなんだけど、これはこの間の質問でも健康保険の問題を話しましたが、介護保険の公的負担の割合も、過去には半分以上、公的な負担であったんです。今、国の負担は、介護保険は10パーセントです。あと県と市町村が25パーセントずつで、5割が64歳までの方と当事者の65歳以上の方々が負担しているわけだけども、こういう制度ではね、国ではもう投げているというかね、大枚な介護保険の保険料があるのに、今、男鹿市の場合、50億単位でしょう。これの5割のうち10パーセントしか国が負担していないというこの制度はね、やっぱり国政の問題を論ずるわけにはいかないんだけど、やっぱり市長は立場上ね、こういうことについては先駆けて、市長会なりいろんなことがあると思うんだけど、もう少しこのキャンペーンを張

るなりね、対応方を強めるべきではないかなど。いわゆる最低でも公費75パーセントぐらいにはするような運動の取組方についての考え方を今回市長に聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

安田議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、高齢者の生活支援対策について、まず、敬老乗車証制度についてであります。

敬老乗車証制度、通称敬老パスは、路線バスや地下鉄のフリーパス券等を交付する制度で、政令指定都市を中心に、高齢者の外出機会を増やすことで健康増進を図ったり、自動車免許の返納を促すことを目的に導入されておりますが、最近では、高齢者の増加等に伴い財政負担が大きくなり、事業の廃止や抜本的見直しを行う自治体が出てきております。

こうした事業を本市で実施する場合、市単独運行バスでの導入が考えられますが、令和2年から1乗車の運賃を200円とし、さらに1か月2,000円の共通乗車券等を発行するなど、既に低額の料金体系としており、高齢者の費用負担も相当程度軽減が図られていることから、敬老パスの導入は考えておりません。

次に、自動車免許返納に伴う対応策についてであります。

本市では、JR男鹿線沿線を含む市内主要地域への移動については、その多くをバス路線がカバーしている状況にあり、先ほど申し上げた共通乗車券等を使っていただくことで、現時点では、鉄道料金の割引や交通系ICカードの交付は必要ないと考えております。

引き続き、高齢者の皆様が暮らしやすいよう、バス路線の再編やダイヤ調整を工夫し、利便性の向上に努めてまいります。

電動車椅子やシニアカーへの購入補助の提案がありましたが、介護保険制度においてレンタルが可能な場合もございますので、御利用いただきたいと思っております。

また、廃車手続の無料化については、廃車する車の資産価値に応じて費用が異なる

ことや、廃車ではなく譲渡する方も相当数いることから、廃車手続に係る費用を一律無償化することは考えておりません。

なお、秋田県警察において、運転免許を自主的に返納された高齢者を対象に、様々なサービスを受けることができる制度を推進しております。

本市にも協賛店があり、宅配サービスの無料化や商品の割引、タクシー料金の1割引などのサービスがありますので、警察署等と連携して高齢者への周知に努めてまいります。

次に、住宅改修等への融資や補助についてであります。

高齢者世帯の住宅改修への支援につきましては、介護保険サービスとして、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修費用に対し、20万円を限度に7割から9割助成する制度が準備されております。

また、本市単独の補助制度として、平成22年度から住宅リフォーム助成事業を実施してまいりましたが、29年度をもって一旦終了しておりますので、今後の需要等を見極めながら必要性について検討してまいります。

次に、補聴器購入費の補助についてであります。

さきの3月定例会でもお答えしているとおり、聴覚障害により身体障害者手帳が交付された方に対し、国の補装具費支給制度により、原則1割負担で済むよう助成を行っております。

身体障害者手帳の交付に至らない難聴者への助成につきましては、加齢に伴う身体の機能低下は、本市に限らず高齢者全般に関わるものであり、高齢者福祉の一環として、全国一律で支援すべきものと考えており、引き続き、県市長会及び全国市長会を通じて助成制度の創設を国に働きかけてまいります。

次に、認知症の取組状況についてであります。

高齢化の進展とともに認知症の方も増加しており、現在、65歳以上の約16パーセントが認知症と推計されるなど、認知症は多くの方にとって身近な病気となっております。

本市が令和2年度に要介護者とその家族を対象に実施した在宅介護実態調査において、将来不安を感じる介護の内容で最も多い回答が「認知症への対応」でありました。

一方で、座談会や地域ケア会議等の場では、「認知症になってもいつものおしゃべりを大切にしたい」「地域の支援をいただきながら家で暮らしたい」といった声が多く聞かれ、家族と共に地域で暮らしたいと望んでいることが改めて浮き彫りになりました。

そうしたニーズに応えられるよう、本市においては、認知症にやさしい共生の地域づくりと、早期支援の体制づくりに力を入れることとし、小学生から高齢者まで幅広い世代を対象とした「認知症サポーター養成講座」を市内各地で出張開催しているほか、専門医や保健師などからなる「認知症初期集中支援チーム」を設け、早期発見・早期対応のための取組を進めております。

また、認知症患者本人や家族にとって、暮らしやすい地域づくりを進める民間団体「チームオレンジ」が全国各地で発足しております。本市でも、先月、県内で5番目となる登録があり、今後の取組が期待されます。

今後も民間団体と連携しながら、認知症の方が孤立しないよう共生の地域づくりを進めてまいります。

御質問の第2点は、ひきこもりや鬱病対策について、まず、ひきこもりの実態についてであります。

市が令和3年に民生児童委員の協力を得て実施した調査では、36名の方がひきこもりに該当すると推測され、その内訳は男性23名、女性13名、年代別では30代が、また、ひきこもり状態の期間は10年以上が多いといった状況にありました。

こうした方々への支援につきまして、本市では「ひきこもり相談窓口」を福祉課に設置しており、保健衛生や生活困窮者支援に関わる庁内各課や関係機関と連携し、福祉や医療など幅広い分野の専門知識をもって相談支援に当たっております。

ひきこもり状態にある方やその家族が抱える生きづらさの背景には、不登校や離職、生活困窮や家族間の問題、疾病など様々な要因が関係しているほか、ひきこもりの長期高齢化による8050問題が大きな社会問題になってきています。

こうした問題に携わる職員には、より質の高い支援が求められており、このため、令和4年度から県のモデル事業を導入し、実際の支援に際しての技術的助言や関係機関との連携の在り方について、研修や事例検討会を通じてスキルアップを図っております。

これまでの取組により、ひきこもり状態にあった方が家族以外の方と会話ができるようになったり、就労に結びついたといったケースも出てきておりますので、引き続き、長期的な視点で伴走型の支援を粘り強く行ってまいります。

次に、鬱病に関する対応状況や今後の取組についてであります。

増え続ける現代病の一つである鬱病は、治癒するまで時間がかかったり、再発を繰り返したりする病気であるため、予防と早期の正しい治療が重要であります。

市では、鬱病の予防対策として、ボランティアグループ等との協働で、子どもから高齢者まで各年齢層に応じてストレスの対処法等を学ぶ「心の健康づくり事業」を実施しており、つらいときに一人で問題を抱え込まず、誰かに援助を求めSOSを出すことの必要性やその方法を周知するとともに、周囲の方々が気づき、受け止め、サポートできるような体制づくりに努めております。

また、鬱病になった方々の重症化予防対策として、心のセルフケアの知識を有するメンタルヘルスサポーターと協働し、相談窓口の周知を図っているほか、市へ相談があった際は、原因や症状、家族のサポート体制を把握し、必要に応じてカウンセリングや専門医療機関へ引き継ぐ体制を整備しております。

ひきこもりと同様、鬱病の発症には、様々な要因が絡み合っていますので、一人一人に寄り添い、丁寧な支援を続けてまいりたいと考えております。

また、いずれの場合も悩みを抱え込んでしまう傾向にあり、状況の深刻化を防ぐためには周囲の方々の気づきも重要となってまいります。このため、支援を必要としている方に必要な支援が速やかに届くよう、今後も広報や市ホームページ、各種講座等を活用し、広く市民の皆様に対し相談窓口の周知を図ってまいります。

御質問の第3点は、介護保険について、まず、介護保険料の引下げについてであります。

御案内のとおり、令和3年度から本年度までを期間とする現行の第8期計画の介護保険料については、県内各市町村が軒並み引上げや据置きとする中で、本市では財政調整基金の残高2億5,600万円を取り崩すことで、引下げを図ったところであります。

来年度から始まる第9期の保険料については、将来にわたって安心して利用できる持続可能な制度とすることを基本に、基金残高に加え、今後の被保険者数や所得階層

の状況、サービスに要する介護給付費の動向等を見通した上で年度内に算定することとしております。

なお、介護サービスの費用について、特に本市では入所系のサービス利用が多く、保険料に直接影響を及ぼす1人当たりの介護給付費が、県内の市の中で最も高くなっております。

こうした状況を改善し、介護給付費の抑制を図るため、可能な限り在宅サービスを利用しながら高齢者が暮らし続けられるよう、これまで以上に重度化の予防に重点を置いた取組に力を入れてまいります。

次に、介護サービスの利用者負担に対する支援についてであります。

介護サービスの利用者負担は、1割から3割まで所得に応じた割合となっております。また、介護施設に入所している低所得者の方にあつては、食費や居住費に係る負担が一定の額までに抑えられております。

さらに、利用者の自己負担額が世帯所得に応じた上限額を超えた場合は、超過分が高額介護サービス費として後から払戻しされます。

このように、利用者の所得等に応じて既に様々な負担軽減措置が講じられており、世代間・世代内の公平性を確保し、給付と負担のバランスを図りながら、介護保険制度を持続可能なものとする観点からも、独自の支援を実施することは考えておりません。

現在、国の社会保障審議会で利用者負担の所得基準の引下げなどについての議論がなされていることから、その動向を注視してまいります。

なお、保険料の減免相談についてであります。介護保険料は、相互扶助の考えに基づき、所得に応じて負担いただいているほか、生活が著しく困難な方に対しては、保険料の減免ができることとなっております。

制度については、納付書を送付する際にリーフレットを同封するとともに、市の広報に掲載するなどにより周知を図っているほか、個別の相談に随時対応し、市民の皆様に分かりやすい説明ができるよう努めております。

次に、特別養護老人ホームの入所待機についてであります。

令和4年4月現在の特別養護老人ホームの入所申込者は223人で、そのうち、ショートステイ利用者は138人、介護老人保健施設や認知症グループホームなど他

の介護サービス利用者が67人、入院中が18人となっており、ケアプランに応じて介護サービスを利用しながら待機している状況であります。

近年は、ショートステイなどの他の介護サービスを利用しながら、特養施設に空室が出た段階で入所するといった傾向にあると認識しております。

市といたしましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護予防・生活支援など実情に応じた支援を行ってまいります。

次に、国庫負担割合の引上げなど国への要望についてであります。

現在、介護保険の財源は公費負担が50パーセント、保険料負担が50パーセントとなっており、公費負担のうち国庫負担割合が25パーセント、都道府県及び市町村の負担割合がそれぞれ12.5パーセントとなっております。この負担割合は、第9期介護保険料の算定にあっても同様とされております。

高齢化の進展に伴い、介護費用が増加するとともに、介護保険料も上昇傾向にあり、総じて市民の負担も大きくなってきておりますので、引き続き国庫負担割合の引上げについて、市長会等を通じて国に要望してまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 高齢者の生活支援対策、総体的には取り組んでいるという答弁が多かったわけだけども、取り組んでいる割には、前段、先ほどちらっと言った、例えば広報おがの中にちょこっと相談していますって。これ鬱はあんまりないと思うんだ。ひきこもりはあったんですね。なぜね、これなぜ質問するか、なぜ私方に相談されるのかということなんですよ。広報を見て、みんな分かっているんだって言うんだったらね、私方に相談するより市役所に電話したほうが早いわけだよね。それがなぜかしら、私2回も言ってるよ、ここで、相談が寄せられていると。ひきこもりとかね、施設のことね。これ、取り組んでいるのは別に悪いって、非常に一生懸命やっている部分あるんですよ、別に批判はしたくない。ただね、なぜかしら、やっているようだけれどもまだまだひきこもりをどうしたらいいとかね、うちの子が鬱なんだけれども安田さんどうしたらいいかって、なぜそういう声が来るのかなということだね、ちらっと今この議論をさせていただいているわけなんです。だからもう少しね、再質問で、きめ細かくやっているように見えるんだけど、もっと、宣伝って言

えばいいのかな、取組方の幅を広げないと、利用しにくくなっているんじゃない、そう言っちゃえば担当者に悪いんだけど、もう少し幅広く利用できるような、せつかくやっている制度だから、それ必要じゃないでしょうか。これ一つ、総体的に再質問しておきたいと思います。

高齢者の補聴器の問題ね、依然として市長は全体的につて、これも前に何回か議論したけども、そうすると今、ここに例あるんだけどね、補聴器の補助に取り組んでいる例、全国的な例がここにあります。全国に広がる補聴器購入補助は43自治体と、これ一昨年の資料です、まだ。これがどんどん増えているわけで。こういうふうに取り組んでいる自治体についてはどう思うんですか。国主導で全国一律にやるのがベストだっていう市長の答弁、何回も聞きました。3回ぐらいだと思う。でもやっぱり先駆けて取り組んでいるところがあるんですね。だからそういう点を男鹿市が住みよい、オール男鹿で進むとしたらね、やっぱりこういうのも先駆けてやったって私はいいんじゃないかなと思って質問しているんだけど、私の質問がね、いい加減であればしょうがないんだけど、私は他の全国の人方は立派にやっているところもあるんだからね、真似したって、男鹿市の場合、隣の市でやってなくてもね、取り組んでも、男鹿市らしい高齢者の生活支援対策になるんじゃないかと。そういう施策をしたほうがいいんじゃないですか。こういうことに対してね、批判がちょっとあるんだけどね、今、各地方自治体は株式会社化っていう、非常に悪い言葉が出てます。いわゆる利益本位でね、財源を盾にしてサービスを切り捨てているというね、イベントやったり、あれを建てたり、ここを開発したりするっていうね、そういうのに対してね、サービスが全体に落ち込んでいるという、それを私見たもんだから、今回三つね、三つともこの福祉サービスやったんだけど。だから、男鹿市の場合ね、そういう点では、この一つ目の高齢者の生活支援対策、これも確かにバスはそうなんだ。再質問です。バス停まで行けるおじいさん、おばあさんはいいですよ。そこまでも行けない。市長、もしできたらね、しょっちゅう回っていると思うんだけど、やっぱりそういう過疎のところもたまに見ておいてくださいよ。バス停まで行けない方もいる。隣のおじいさんに遊びに行きたいって、電動車椅子あればね、100メートルぐらい離れた昔なじみのところへ行けるんですよ。そういうささやかなね、お年寄りが結構いるんですよ。そういうところへも手を差し伸べたって私はバチ当たらないと思

うんだけどね。そういう本当に行き届いた、思いやりのある福祉、それこそ男鹿の福祉と。子育て日本一、福祉対策も全国一というアドバラン上げたって差し支えないでしょう。私が言ってるのはね、バスは200円で1回乗れるし、2,000円あれば1か月びっちり乗れる。それは利用できる人の話。私がなぜ高齢者って言うかというとな、利用しにくい方々が結構多い。まして、その地域に住んでいる地域の人方ね、談話したり話合いをしたりするのは非常に楽しみな方もいるわけですよ。そういう点ではやっぱりこの電動車椅子とかシニアカーについては、私は考えるべきでないかと思って再質問しておきます。

免許返納の問題、これは市長の考え方も一理、私も分かりますよ。一理あるんだ。ただね、無理して高齢者の事故が多くなったら大変だということで、心配性だからやるんであって、もし余裕というか、そこまで福祉的なことを考えるとすればね、考える必要もないかなと思って質問したんですけども、これはまあ別です。いわゆる電動車椅子の問題と補聴器の問題ね、再質問しておきたいと思います。

ひきこもりの問題です。いろんなひきこもりの調査もしていますし、事例も1件ほど挙がったようですね。何か話合いができるようになったっていう実績があるようだけでも、これ、ちょっと担当の方々に聞いておきたいんだけど、どの程度の相談件数があって、うまくいったかないの成果は別としても、どの程度対応して、どういう把握をしているか、ちょっと参考のためにお聞かせ願えればありがたいと思います。

鬱の場合ね、これ、一種の病気、ひきこもりから鬱になる方が非常に多いそうです。昨日ね、高等学院の看護師さんに聞いたんだけど、やっぱりひきこもりから鬱に転換する率が非常に多い。なぜかっていうとな、やっぱり精神科へ行かざるを得なくなると。ここだと恥ずかしいという現象があるそうです。今、流行しているのはね、民間で、いわゆるその鬱に対する心療内科っていうのがあるそうです。ここへ流れていくって言うんですね。精神科に行けばしよしためにつて。そういう取組、そういう今の流れが秋田市内にあるんですけども。だからこのひきこもり対策をね、軽いうちにうんと対策を強めないと、鬱に転換していく率が高まるという現象があるそうです。つい昨日、俺これ質問するもんだから聞いたんですよ、専門家に。秋田市の病院です。だからね、そういうことなのでね、これをもう少し、成果はどの程度で、

今、どういう対応をしているのか、できればもう少し聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

それから3番目の介護保険の問題もちょっと聞いておきたいなと思います。

まず保険料の引下げの問題。この間、間違っってね、うちの女房が8月分、普通徴収にしなきゃならないというはがきが来て、まだ納めに行っていないんだけど、あれは単なる誤りだからいいんだけども、やっぱり保険料、実例よ、1回もらって12万近い。これにね、私が所得あるとね、やっぱり年間4万ほどの保険料を取られる。介護保険料というのはね、やっぱり年金者が多いんですよ。年金額、何回か質問した、男鹿市の年金取得額って、いわゆる低所得者層って非常に多いわけでしょう。この間の2万円支給額を見るとね、非常に低所得家庭が多い。年金暮らしのほうが多断トツ多い。それから生活保護もらっている方々も年金暮らしの人が結構多いわけでしょう。この人方してみるとね、介護保険料の月3,000円、4,000円もね、非常にこたえるんですよ。年間7万ぐらいでしょう。最低で今4万円ぐらいか、年間。ちょっと普通の国民年金の受給者でね、年間確か四、五万は取られるはずですよ。これこたえるんですよ。ちょっと、皆さん方は給料ね、私方も含めて、今30万前後の給料もらっています。それだとあんまりこたえないんですよ。ところが、本当に低所得者の人、年金暮らしだけの人、ちょっと訪問してみてくださいよ、市長。それから生活保護もらっている方々。7万円はどうやって暮らしているか。だからね、この引下げをなぜ言うかということ、極力施設が多くて、高度な介護を利用しているということの理由だけれども、それはそれなりの理由があって地域柄なんですよ。1人の高給取りがいてね、奥さんが介護できれば何も入れなくてもいいんだ。ところが、今の土木だとか日雇いの方々が男鹿市の場合、農業の小規模農家の方々っていうのは、2人働かないと大変だからね、やっぱり施設に預けざるを得ないんです。それから計算上、ある程度まあ損得の問題もあるわけだけれども、ですから男鹿市が多いんですよ。これ、1人旦那さんが給料40万円もらっている、30万、奥さんが無報酬で専業主婦ということになると、別にこの施設に入れなくてもいい。ところが、男鹿が高いというのは、そういう理由なんですよ。農村部が高いんですよこれ、断トツ。いわゆる今、公務員がもう優遇されている時代でね、公務員というか給与取りのほう、第一次産業の方々よりは恵まれているわけだから、方よりはだよ、今、公務員の給料が安

いって騒いでいるわけだけどもね。だから、そういう点ではね、もう少し分析してみ
てね、男鹿市では何が必要なのかなと、他に負けないそういう施策というのでも検討す
べきじゃないかということで、この保険料の引下げはね、まあ市長は財調、これって
今まで余計だけ取ってためたからあるんでしょう。それを吐いただけの話ですよ。ほ
かの一般財源の財調からもってきたわけじゃないでしょう。介護保険を多くもってた
めたお金でしょう。ですから、別にその金をね、プールして下げたって言ったって
ね、そう大言壮語するのは、ちょっと私はいかがかなと思うんだけど、その点は
どうなのか。

それから、利用料の援助。これね、10年前は食費もただ、途中で100円ぐらい
になった。寝間着とかね、ティッシュだとかそういういろんな備品もただであった
し、だんだん安く、途中は安かった。今ほとんど実費でしょう。結構取られるんです
よ、洗濯代だ、ああだこうだって。ですからね、保険料は高いのにさ、せっかく入れ
てもらったらさ、利用するのに生活が大変だっていう現象なんですよ。これもね、身
分というか所得に応じてそれなりの対応はしているという市長の答弁だけれども、こ
れもね、ちょっともう少し現場のね、利用している方々の意見も聞いていただければ
ありがたいなと思うんです。結構こたえているんですよ。なぜこれね、私いつも相談
受ける。安健さん何とかならねのって。おい仕事休めばまま食われねっちゅうんだ
よ。日雇いやって、母ちゃんがクロネコヤマトに行ったりしてね、パートでやって
る。その人方、施設に入れられねんだ。高くて。何として10万円捻出する。この暮
らし方をね、もう少しできれば、市長はね、見ていただければありがたいんで、そう
いう点では利用料に対する支援策をね、もう少し、もうちょっとでもいいから強化す
る考え方はないのか質問しておきたいと思います。

それから、減免の問題だけれども、減免は確かに制度上あるんだけど、これ介護
保険というのはね、生活保護者からも取るようになっている。文書上だよ、文書上。
生活保護7万、まあ3級地だから7万前後だ。介護保険料の分を、例えば7万円支給
なんだから介護保険3,000円だとすれば6万7,000円しか入らないことにな
るわけでしょう。だからね、制度上、介護保険料はね、生活保護の方々は納めること
になっているってわざわざ書いているというのは、そこはやっぱりおかしいと思うん
だ、私はね。7万3,000円支給されて介護保険料を払っているのであれば、介護

保険の場合、7万円だけれども、生活保護者というのはそれも含めて7万円という算定していると思うんだけど、じゃあ介護保険のかからない人方は7万円きっかりで6万7,000円の、3,000円の差が、3,000円だとすればだよ、差がつくという、これもちょっとおかしいシステムなんです。これは別に市が悪いんじゃないですよ、これは、介護保険法の制度上のルールがあるわけだけどもね。だからそういう点でね、やっぱり介護保険のこの形態というのはね、もう少しやっぱり考えていただければなど。保険料の減免の在り方自体が。だから介護保険というのは、さっき詐欺じゃないかっていう言葉使っちゃったんだけど、私が言ってるんじゃないよ。保険料あって介護なしということになるってね、こういう矛盾なんですよ。だからね、やっぱりこの介護保険についてはね、もう少し使いやすい制度に、国の制度は悪いんだけど、男鹿市の介護保険というのは非常にいいよというふうな取組方をしてもらったほうがいいんじゃないかと。私何回も言うんだけどね、そういうサービス、行き届いた施策をやらないと、いくら市長がオール男鹿と言ってね、港開発、風力、オガレ、イベントをやってもね、全てっていう形にならなくなるのでね。だからね、やっぱりいろんなところから男鹿市はいいよっていう声が出るような形にしないと、移住・定住の問題も、人口の問題もね、解決しないというのが根底に私はあると思う。そういう点で今回は福祉的な問題だけ取り上げました。今、再質問した部分だけお答え願いたいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） おはようございます。

再質問が多くありますので、取り落としがないように答弁したいと思います。

まず初めに、高齢者の生活支援対策が、いわゆるPR不足ではないかということがありましたけども、その点について市としては、いろんな調査、その他を行って、その都度対応しているつもりですので、不足があれば今後また検討して拡大してまいりたいと考えております。

次に、補聴器ですけれども、補聴器につきましては確かに他の自治体においても補助をしているところがございます。県内においても幾つか導入しておりますし、検討中のところもございます。ただ、当市としましては、3月議会でもお答えしましたとお

り、いろんなことを考慮しまして、現在、全国市長会において国に対し助成制度の創設を提言しており、本市としても県市長会及び全国市長会を通じて国に働きかけていくというスタンスでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それから、電動車椅子ですけれども、これにつきましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、介護保険等でレンタル等の制度もございますので、それを活用していただきたいと思います。

それから、免許の返納についてです。これも先ほどの市長答弁にありましたとおり、車そのものに資産価値があったり、譲渡する方もおります。そのために一律に補助をするということは、決して好ましいことではないと思いますので、この点を御理解いただきたいと思います。

次に、ひきこもりについてですけれども、現在、相談対応の継続は数件ございます。担当の部署は生活保護や障害者、生活困窮支援、それぞれ連携して支援しているつもりですので、この点は御了承願いたいと思います。

それから、介護保険の引下げの提案でしたけれども、これも議員が御理解のとおり、男鹿市の場合、非常に入所型の利用が多いと。いろんな施設が国・県の平均よりも上回っております。在宅利用であれば、もっと介護保険料の引下げにつながると思いますので、男鹿市としましては、現在、先ほどのチームオレンジ等で在宅の支援に力を入れて、今後、介護保険料の引下げにつながるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、介護保険料の在り方で、先ほど生活保護者も保険料を納めているというお話がありましたけれども、生活保護者の場合は生活扶助費とは別に介護保険料が加算されておりますので、その分で相殺されておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） レンタルは分かった。だから、レンタルがありますよとかね、それをもうちょっと、先ほど全体的に言ったことで、もう少し呼びかけるというかね、それ必要なんじゃないかなと思います。ためらうっていうか、遠慮しがちっていうかね、まあお金があれば買えばいいんだよっていうような冗談しゃべるところ

もあるんだけどね、それも含めてね、少し書くんじゃなくてさ、もっと男鹿市のサービスはこういうもんだよってね、もっとアピールしてもいいんじゃないかなと思いますけども。それ一つ。

補聴器の問題ね、ほかの方と歩調合わせるというのも大事なんだけどさ、抜け駆けでやったってバチ当たらないと思うんだけどね、私は。これは男鹿市長のね、ものすごくてんぐにならざるを得ない、大手を振って歩けると思うんだけどさ。だって子育て環境だとやったんでしょ、しかも日本一目指すって言うんだから。あともう一つは均等割だけだ、これやればもうない。東京都が負けるんだ。子育て三つのゼロというのは。だからね、補聴器ぐらいやったって、まあいいや。

もう一つ、ひきこもりね。案の定、予測したとおりになんです。私、そこで言ったとおりね、幾らか取り組んでるんですよ。ところが、今言ったような答えを聞くと、生保とかね、精神疾患の方々だけ、数件でしょう。私方に来るのは、それ、精神的な方でもないしね、生活保護者でもなかった。二、三人ともね。普通の家庭というかね。だから逆に相談しにくいのかな、恥ずかしいというか。そういう点で私方に言うと思うんだけどさ。これももう少しやっぱり幅広げてね、対応していったほうが、健康保険料の問題もあるでしょうし、住みやすさの問題もあるでしょうし、男鹿市の住みやすさの名声というかね、それにもつながるでしょうし、いろんなところへ駆けつけて来てさ、相談してますよって。結果できない場合もあるでしょうしね、これは。難しいんですよ、この取組はね、専門。県はね、結構やっているわけでしょう。これ、県の資料じゃなかったかな。これは知的障害かな。県ではね、これまとめていっぱいやってるんですよ、こういう取組ね。これ、国からはいろんな指令いっぱい来てるんだけどさ、これ羅列するとね、十何項目ある。鬱だとか心身、今ここで時間がないから言わないけども。いずれね、もっと幅を広げる必要があるんで、もう少しこのひきこもり対策はね、幅を広げていかないと、鬱病にもつながっていくし、サービスの問題で受けが悪くなるというか、市の評価の問題も出てくると思います。

あと保険料、まあいいんだけどさ、構造上、何回言ったってしょうがない。

最後、市長答えてけねが。年金暮らし者の介護保険料、今、平均出てると思うんだけども、今もらっている年金からどのくらい引かれている人方が、感じとして仕方がないって思えるか、いや大変だとは思って答えが出ると思うんだけども、ちょっと

ここについてのコメントを求めたいな。これ、どうもすれ違っているんじゃないかな。全国的な傾向だからやむを得ないということもあるでしょう。制度上だからということもあるでしょう。でもね、やっぱりこの介護保険料というのはね、高いと思う。できれば市長のコメントを求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 後段2点、大きく二つの問題にお答えしたいと思います。

初めに、いろんな福祉関係でも、今のひきこもりの相談窓口ですとか、それから、高齢者に対する支援等も、市がそれなりにやっているんだけど、いまいち市民の皆さんへの伝わりようが足りないというふうな御指摘がございました。それについては真摯に反省して、この後もう少し頑張ってみたいと思ってございます。ひきこもりをはじめ議員に御相談されるというのは、ふだんから議員が非常にきめ細かに地域活動なされていて、信頼されているというふうなそのあかしだと思いますので、ぜひ議員のほうに御相談されましたら、市のほうでもこういうことやってるのでということで引き継いでいただければ真摯に対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、まず一点、様々高齢者の方々に対するいろんな優遇策、支援について、補聴器はじめ電動車椅子等々、そういった支援についての御意見、御提言でありましたけども、確かにこれはコロナ対策、物価高騰対策のときにも少し申し上げましたけども、確かに全国ではそういうところあると思います。1,700を超える自治体の中で、さっき補聴器の補助が43と、県内でも二つ三つ出てきてございます。それは我々のほうでも調べもしてございますし、承知してございます。ただ、すべからく全国に先駆けてと、子育ての日本一を目指すんだったら福祉も日本一と、確かにアドバランティックにはそれは市長の選挙公約では確かにいいかもしれませんが、思いは全部やりたいという気前、それはどこの自治体のどこの首長も持っていると思うんです。その中でも、やはり財源の問題がございまして、これは。必ずそれは、つきまとう話でございまして、できないことをやるとも言えませんし、やはりいろんな政策、様々な分野にわたるところで、どれをプライオリティーつけていくのかというのは、

いつもこれはつきまとう課題なわけです。決して高齢者の生活支援対策をないがしろにしているつもりはございません。例えば、先ほど申し上げましたように、コロナ対策のときにも、それから物価高騰対策のときにも、もちろん子育て世帯ですとかそういった生活に非常に困窮されている方々という、そういった意味での支援もありましたし、もう一点は、年金暮らしの方々を我々とすれば想定しながら、例えば非課税世帯はもちろんですけども、それに準ずるような方々については2回、3回と支援をしたはずでございます。ほかの市町村は、多分それをやっていないと思います。真似してやったところはあったというように聞いていますけども、そういった面で、ここぞと、これはやっぱり年金の方々、高齢者の方々は大変だろうというときには、本市としてもそういった手当を講じていますので、それがいろんな面で波及できるように、ほかの分野にも手を伸ばせるようになればいいんですけども、先ほど申し上げましたように、やっぱり全部を全部ね、限りある財源の中でやっていくというのは、これはどだい無理な話でございますので、そこは議員も重々御承知の上での御質問と、要望と思いますので、お互いそのところは十分わきまえた形でやっていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、介護保険料について様々な御提言いただきました。

御質問の中で議員が、介護保険料崩壊だというふうな御指摘もあると、指摘もあるんだ、声もあるんだというふうな話ございました。まさにそうならないように、その方がどういうふうな観点でおっしゃったか分かりませんが、まさにそうしたことにならないように、今、国も四苦八苦してますし、介護保険の特会持っている市のほうでも、いろいろと腐心しているわけでございます。

やっぱり制度の持続可能性というのは、常に頭に置いておかなきゃいけないと。まるっきりこれが本当に崩壊してしまっただと、サービスも何もできませんよと、全部実費ですよという話になると、これはとんでもない話でございますので、そのためにも今の制度も、やはり保険料一つとっても、国と、それから国民の負担が半分半分という形になって、そのうち半分のうちの現役世代が27パーセントで、いわゆる第1号被保険者という65歳以上の方々が払う分が23パーセントというふうに、要するに世代間で公平性を確保しているわけです。ですから、同じ1号被保険者、65歳の方々の中でも、当然、さっき議員もおっしゃいましたように所得に応じて保険料は変わっ

てきているわけです。要するに世代内の公平性も担保していると。そういう形で、そういったバランスをとっていると。いわゆる給付と負担のバランスもそうですし、そういった世代間、世代内の所得に応じたバランスもとりながら制度を維持させているわけです。ですから、高齢者の方々、要するに被保険者の方々の保険料が高いと、サービスのときにも一部負担があると、そういう御不満があることは、それは場合によってはごもっともなことかもしれませんが、一方で若い方々も相当の負担をしているわけです。安田議員の御家庭は経理が分離しているか分かりませんが、そういった若い方々の声を聞くと、将来どうなるかも分からないのに何だまた負担かよという声はやっぱり相当あります、やっぱり。言わないまでも、相当そういう声はあると思います。なかなかその給与の面で上がっていかないというのは、それは若い世代、子育て世帯、特にそれはひしひしと感じているところがございますので、そういった点を踏まえすと、独自に市がそこに対して何らかの支援をするなどということは、これはちょっとなかなかできることではないということは議員も御理解十分いただいていると思います。

それから保険料引下げについては、これは肅々と真摯に次の3年間について対応したいと。要素とすれば三つ四つあります。もちろん基金の残高もこれ当然、基本的にはそのときに御負担された方々にお返しするというのが、これは筋でございますので、そういった観点もございませし、それから、それ以外の要素とすれば、この後、被保険者の数がどうなっていくのかと。それから、所得階層がどうなっていくか。傾向とすれば、やっぱり低所得の方々が増えているということは、保険料納付が少なくなるということでございますので、それとさっき言った入所系のサービス、これはなかなか減少が見込めないということで、ダイレクトにその給付費に跳ね返っていくと。こういったところをしっかりと見通しながら、3年間しっかりと、次の3年まで制度を健全な形で引き継げるように、それを念頭に置いて年度内に保険料は算定してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 年金から引かれる介護保険料、高いか安いかっていう思いみたいなやつのは。それを求めていますので。佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 失礼しました。

決して安くはないと思っています。ただ、国保はね、少し私も本当ね、実感とすれば、ちょっと高いなど、ひしひしと思いますけども、安くはないという、安いとは言えないでしょうね、はい。それはそのとおりと思います。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質問を終結いたします。

○4番（安田健次郎議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 次に、3番鈴木元章議員の発言を許します。3番鈴木議員

【3番 鈴木元章議員 登壇】

○3番（鈴木元章議員） 皆様、こんにちは。市民クラブの鈴木元章です。

本日は、お忙しい中、議会傍聴にお越しくくださった皆様、日頃より市政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。

私からも、この場をお借りして、7月14日からの大雨で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げ、一日も早く元の生活に戻れるよう願っております。

また、今回の災害対策に取り組んでいただいた市役所の職員、消防機関等、その他工事に携わった多くの関係事業者の皆様には、感謝と敬意を表します。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1点目の質問は、地域・教育文化の振興と伝承について伺います。

男鹿には、市内各地に伝わる夏の伝統行事として、盆踊り、通称「ダダダコ」があります。しかし、最近では、以前のように大勢で盛んに踊っている地域が少なくなり、盆踊り自体を知らない世代も多くなっているのが現状です。

この盆踊りは、古くから本市に伝わる郷土行事の一つで、長年の歴史の中で培われてきたものであり、この踊り、笛、太鼓、歌などを後世に継承していかなければならない大切なものであると私は考えております。

盆踊りには、「ダダダコ」のほか「ダグジグ」や「サンカチ踊り」「北海盆歌」など、市内の地域によっては太鼓のリズム、踊り方など、それぞれ少しずつ違いがあります。

そこで、市内各地域ごとの盆踊りを記録に残す取組について、どのように考えているのか質問いたします。

また、教育文化に関して、男鹿市には既に廃校となった小・中学校も多数ありますが、現在は小学校6校、中学校2校になっております。既に廃校となった学校を含

め、各学校では今までも周年記念事業などの行事をきっかけに校歌を記念誌などへ歌詞や楽譜を残していることはあると思いますが、記録媒体としてDVDなどに残すなどの取組について、例えば演奏については各学校の吹奏楽部や卒業生、OBのほか、市内で活動している吹奏楽団にお願いするなど、また、歌は現在の在校生、卒業生など、地域住民や市内で活動している合唱団やコーラスグループに協力してもらい作成し、学校の記念行事、同窓会や成人式など、一般の市民からも活用できるような取組について、以下の質問をいたします。

一つ目として、市内各地に伝わる盆踊り、通称「ダダダコ」の踊り、笛、太鼓、歌などを後世に継承するための取組について。

二つ目として、市内の小・中学校の校歌を記録媒体として残し、保管活用する取組について、市の見解を伺います。

次に、2点目の質問は、水産振興について伺います。

近年の海況の変化による漁獲量の減少や魚価の低迷を踏まえ、漁業経営の持続化・安定化を図るため、収益性の高い養殖等の「つくり育てる漁業」、地場産の水産物の付加価値を高める取組の一つとして、ギバサ（アカモク）の養殖試験事業が行われております。秋田では、アカモクのことを「ギバサ」と呼ぶことが多いのですが、全国では「ナガモ」「ギンバソウ」「ハナタレ」「ナガラモ」など様々な呼び名があります。主に日本海側で食用とされており、食用にしない地域では「ジャマモク」とユニークな呼び方で言われているそうです。

しかし、このギバサには、骨の材料となるカルシウムや、カルシウムが骨に定着するのを助けるビタミンKが多く含まれ、骨を丈夫にする働きが期待されております。このほかにも抗酸化作用を持つフコキサンチンや鉄分、亜鉛などのミネラルも豊富で、しかも食べてもおいしいという、高齢者の多い本市にとっては、いいことづくめの食材です。

これらの養殖事業は全国でも行われていますが、最近、はっきりした原因は分からないとのことですが、本州の南方から九州にかけて、ギバサ（アカモク）の生育状況が思わしくないなどの情報もあり、今後、日本海側での養殖、生産が期待されているとの関係業者からの話がありました。

また、ギバサ養殖は、ワカメの養殖より収益性が高く、一定量の出荷が見込め、天

然ものと同等の評価があるとの研究報告があります。

本市でも約5年ほど前から、秋田県水産振興センターで戸賀中防波堤にワカメ養殖と一緒にギバサ養殖にも取り組んでおり、担当者から、この海域はギバサ（アカモク）の生育に適しているとの話を伺いました。

そこで、市で現在行っている船川港湾区域内の石油備蓄付近海域でのギバサ養殖実証試験事業の進捗状況、問題、課題等をどのように分析しているのか。今後の事業拡大に向けての支援対策等について、以下質問いたします。

一つ目として、ギバサ（アカモク）の養殖試験事業の進捗状況について。

二つ目として、現状の取組での問題・課題等について。

三つ目は、今後の事業拡大と将来展望について伺います。

3点目の質問は、高齢者の災害支援対策について伺います。

本市では、市民との協働の地域づくりということで、地域間交流の促進、地域コミュニティの機能や住民の連携強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携・交流を促進するとの基本的な考えを示しております。さらに、地域づくり応援事業の中に地域の目配りとして「集落支援員」が今後新たに配置されることになりました。

今回の7月14日からの大雨災害による市の断水地域への早い給水対応については、多くの住民から「よかった」「助かった」との声が聞かれました。

しかし、その一方で、高齢者を含む災害弱者の方々から以下のとおり不安と不満の声がありました。

- 1、給水箇所へ行く手段がない。
- 2、給水の水が重くて運べない。
- 3、なぜ、家の近くまで給水車が来てくれないのか。

さらに、私が巡回した地域の町内会長、民生委員を含む市民には、給水が困難な高齢者等がいた場合、市役所へ連絡すれば届けてくれるなどの対応策があるということを知らない方がほとんどでした。

現在も市では地域担当制を取り入れ、地域との連携、協力体制ができているはずなのに、今回の断水時には市民への連絡が十分機能しているとは言えない面もありました。これでは、今後配置される集落支援員の役割も、地域担当制と同様に、うまく機能するのか疑問に思いました。

高齢者を含む乳幼児、障害者など、いわゆる災害弱者などの自ら避難できない方については、あらかじめそのような方がどこにどれくらいいるのかということ把握して、どのように援護し、避難していただくかなどについて、日頃から準備していくことが必要です。これを踏まえ、地域との連携・協力体制について、以下、市の見解を伺います。

一つ目として、災害時における「集落支援員」と「地域担当制」の役割、地域との連携・協力体制について。

二つ目として、地域における高齢者を含む災害弱者について、市ではどの程度把握しているのか質問いたします。

4点目の質問は、通称道路名の設定について伺います。

道の駅「オガレ」を含む男鹿駅周辺整備により、新たな集客と人の流れが見られるようになりました。また、中心市街地や商店街にも新規事業、店舗等の進出により、今後さらににぎわいやふれあいの創出が期待されます。

本市の観光振興に取り組んでいる中で、観光地域づくり、観光誘客宣伝・受入れ態勢の整備があります。自治体が定める道路の通称名、これは愛称名とも呼びますが、道路に通称名がつけられる理由は、生活と密接に関係する道路に親和性を深めてもらうことを目的としており、正式名よりも覚えやすく分かりやすい、伝えやすいなどの利点があります。

市民のほか、観光客などが本市を訪れた際のまち歩きや市内観光のルート案内、イメージアップにも役立つのではと期待されます。さらに、道路を利用する人に、分かりやすく親しみやすい通称道路名をつけることは、交通の利便性を図ることにもつながり、場所を特定しやすく、目的地へ移動しやすくする面で大きな効果があるとされます。

また、災害時における避難や緊急輸送を行うためにも役立てられています。

そこで、観光地としての受入れ態勢の広報PRと市・県外から訪れる観光客の道しるべとなるように、男鹿駅周辺から中心市街地までの現在の道路に順次、通称道路名を設定する取組について、市の見解をお伺いいたします。

一つとして、観光地としての男鹿駅周辺から中心市街地の通称道路名の設定について質問いたします。

以上です。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 鈴木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、地域・教育文化の振興と伝承について、私からは、市内各地に伝わる盆踊り、通称「ダダダコ」の継承についてであります。

江戸時代の紀行家菅江真澄が加茂青砂の盆踊りを記述しているように、男鹿半島の盆踊りは古くから伝わる行事の一つであります。

こうした盆踊りの歌詞については、男鹿の民俗に関する書籍に取り上げられておりますが、歌の節回しや踊り方、太鼓のリズムなど、文字や写真で表現しにくい情報は記録されておられません。

こうした中、船川地区では鈴木議員を中心に、踊りを披露する機会の創出など、盆踊りの継承に熱心に取り組まれており、7月に開催されたオガレの創業祭でも実演され、参加者・観覧者双方から大変喜ばれたと伺っております。

船川以外でも各地区単位で盆踊りが開催されており、こうした地域の主体的な取組に対しては、市としましても、コミュニティ活動推進補助金の活用等を通じて支援するなど、保存継承に努めてまいります。

御質問の第2点は、水産振興について、まずギバサ養殖実証事業の進捗状況についてであります。

本市のギバサは、男鹿半島周辺で古くから食用海藻として親しまれてきた重要な水産資源であり、近年は、ふるさと納税の返礼品としても全国的に高い知名度があります。

しかしながら、ギバサをはじめ需要の多いワカメやクロモなど海藻類全体の水揚げは、ここ数年50トンから60トンと伸び悩みの状況にあります。

こうした中、天然資源だけに頼らない漁業生産を実現するため、今年度から船川港において、県水産振興センターと地元企業が協力し、ギバサの養殖について実証事業を行っております。

実証事業では、小型海藻や貝類が付着している岩盤を清掃し、種の着床を試みた結果、新芽ギバサが海底一面に繁殖したことから、一定の成果が得られたと考えてお

り、今後の成長に大いに期待しているところであります。

次に、現状の問題・課題についてであります。ギバサの本格的な養殖を進めるに当たっては、岩盤への小型海藻の付着等が生育の妨げとなることや、海水温の上昇、波浪による海藻の剥離などの問題を解決することが課題となっております。

県水産振興センターからは、今年は特に水温が高いため、通常5月から6月に成熟するものが、これまでと異なる生育状況を呈していることから、引き続き注視する必要がありますと伺っております。

ギバサを含めた海藻類については、今年度から県外の民間企業において、海洋環境の変化に対応できる養殖技術を用いて、市内各地で試験や研究を実施する動きもあります。

市としましては、今後とも水産振興センターからの助言や指導に加え、民間企業のノウハウも取り入れながら、漁業者とともに課題解決に取り組んでまいります。

次に、今後の事業拡大、将来展望についてであります。

ギバサ養殖は、実証事業により一定の成果が得られたことに加え、技術的な課題についても関係機関と連携して取り組んでいくこととしており、本格的な養殖事業の可能性は高いと考えております。

本市の漁場は磯根資源、特に海藻の種類が豊富であるほか、養殖事業は沿岸部で行うことが容易で、操業の初期投資も少ないことから、高齢者や新規参入者にとっても参入しやすく貴重な収入源となり得るものであります。

近年高まっている健康志向にマッチした食材でもありますので、今後とも意欲ある漁業者と連携しながら、ギバサを含む新たな養殖の事業化が実現するよう取組を進めてまいります。

御質問の第3点は、高齢者の災害支援対策についてであります。

まず、災害時における集落支援員と地域担当制の役割、地域との連携・協力体制についてであります。

集落支援員や地域担当制は、平時における職務体制を規定したもので、双方に共通する職務は、地域の実態を把握し、課題解決や地域活動の活性化に向けた取組を支援することであり、災害時の活動までは特に想定しておりません。

大規模な災害が発生した際には、市民の命と暮らしを守り、少しでも被害の程度を

軽減するため、地域防災計画に基づいて、全ての職員が役割を分担し、互いに協力しながら災害対応に当たることとなります。

その中で、地域担当制職員にあっては、管理職として所属職員の災害対応を指揮するとともに、災害対応を優先しつつ、通常業務も進めていく役割があります。

また、集落支援員は、地域コミュニティセンターの職員として、担当区域内の被害状況の調査や避難所開設の業務に携わることになります。

なお、大規模災害時にはいろいろなルートからの情報収集が重要となりますので、双方の職員が日頃の活動を通じて、市民にとって身近な存在となることで、災害時に現場の様々な情報を提供いただいたり、気兼ねなく相談できる関係性を構築することも、また大切なことであると考えております。

次に、地域における高齢者等の災害弱者の把握についてであります。

一人暮らしの高齢者や要介護者、障害者等のうち、災害時の避難に際して支援が必要な方については、本人の同意に基づいて要援護者台帳を作成し、避難活動が必要となった際に活用することとしており、令和5年3月末現在、986名の登録があります。

このたびの大雨に伴う断水への対応に当たり、高齢のため給水所まで行けないなどの相談があった方に対しては、企業局や福祉課、地域包括支援センターにおいて個別に訪問し、できる限りきめ細かに給水活動を行ったつもりではありますが、給水に支援が必要な方、全てに行き届かなかったことも事実であり、苦情も寄せられたところがあります。

いかなる災害であっても、市役所のみでの対応には限界があり、自助・共助・公助が大切となります。

今回の反省を踏まえますと、町内会や民生児童委員、ケアマネジャー等、支援が必要な方の身近におられる方々から率先して行動を起こしてもらい、何世帯分の水が必要なのか、一定量まとめて届ける場合はどこにするかなど、地域の情報を取りまとめていただけるような体制づくりが必要と考えており、今後の災害への備えとして検討してまいります。

御質問の第4点は、男鹿駅周辺をはじめとする中心市街地への通称道路名の設定についてであります。

観光客に分かりやすく親しみやすい名称を設定し、男鹿半島内の安全で円滑な交通を確保することは、市内観光の周遊性向上の観点からも有効と認識しております。

現在本市においては、半島先端の入道崎や男鹿温泉郷へとつながる「なまはげライン」や西海岸を北上する「おが潮風街道」、「寒風山パノラマライン」等が広く認知されており、その道路延長は短いものでも約10キロであります。

通称道路名の設定には、代表的な観光ルートとして一般に広く認められることが重要であり、また、交通の利便性を図り、目的地へのスムーズな誘導を促すには、一定の道路延長が必要と考えております。

一方、市街地においては、延長は短くても、通りの雰囲気やうまく醸し出した親しみやすく分かりやすい愛称を設定し、広く発信することで、市民の愛着心を高めたり観光誘客に活用している例もあります。

こうした取組に当たっては、市民自らがまちづくりに参画し、まちのにぎわいを創出するなどの盛り上がりが必要不可欠であります。

市としましては、引き続き、駅前周辺エリアの活性化を進めるとともに、地元の機運醸成を見極めながら、愛称の設定を検討してまいりたいと考えております。

市内の小・中学校の校歌を記録媒体として残し、保管・活用する取組に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 鈴木議員の御質問にお答えします。

御質問は、市内小・中学校の校歌を記録媒体として残し、保管・活用する取組についてであります。

校歌は学校の伝統と教育文化を象徴するものであり、その歌詞には、連綿と受け継がれてきた地域の歴史や文化、子どもたちに寄せる大きな期待など、人々の深い思いや願いが込められております。

教育委員会では、地域の文化遺産とも言える校歌を音源データとして後世に残すために、また、同窓会など様々な機会に有効活用する観点から、校歌の音源のデジタル化を計画しております。

現在存続している小学校6校と中学校2校の校歌については、この後、卒業式等で音源を収録してまいります。

また、学校統合により閉校となった小学校14校と中学校15校の校歌については、校歌の音源が保存されているかを確認し、保存されていない場合は、学校沿革誌等の資料から譜面や歌詞を可能な限り探し出し、ピアノの演奏等により音源のデジタル化を進めてまいります。

併せて、現存する学校と閉校となった学校の校歌の音源を、譜面や歌詞とともに教育委員会のホームページに掲載する方向で編集作業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。3番鈴木議員

○3番（鈴木元章議員） 先ほどの市長の答弁で大体、かなり詳しく答弁いただいたのと、それから、私の各質問に対しても、今後検討する、また、進めていってくれるということも確認できました。先ほど市長も私の名前まで出してくれて、例えばダダダコなんかも、確かにその日も広島と北海道から来た観光客が、非常に面白いと。今、盆踊りはいろんなところでまたみんなで楽しむためににぎやかになってきているので、こういう取組はどんどんやってほしいって、ぜひまた今度来たとき、こういう機会があったらということも言ってもらえました。

それから、今の教育長からの答弁でも、廃校になった学校がいっぱいあるんですけども、やはり私も成人式等にも出たり、それから、高齢者の方、特に今の若い人はもうその学校名も分からない人も結構いるので、こういった取組はぜひ必要でないかなと思ってまず質問させていただきました。

これが例えばできたものを学校に保管・保存するのは当然ですけども、教育委員会のほうもそうだと思うんですけども、図書館等に、例えば男鹿市の小・中学校資料コーナーみたいなのを作って、記念誌、紙での記録媒体のほか、先ほど言った映像なんかでもできるようなDVDコーナーを、誰でもいつでも気軽に借りれるというふうなシステムも面白いんじゃないかなと思って、これは質問ではないんですけども、一応提案させていただきたいと思います。

それから、ギバサの養殖に関しては、市長が先ほどおっしゃったとおり初期投資が比較的安くできるということ、担当所管のほうには私何度か、課長等を通じていろい

ろ意見のやり取りをさせていただきましたけれども、実は今回の洋上風力に関係している事業者ではないようでしたけれども、洋上風力関係で男鹿市の海域に非常に注目、興味を持っている事業者がいるということで、台島の椿寄りのほうから双六、小浜の沿岸から少し沖のほうまでの海域に、コンクリートで四角くしたギバサの養殖台を、そういうのを造ったら、ここは面白いんじゃないかということで、業者の方にはその企業の方が図面で、例えばこういうふうな形でやったらどうですかということ、さほどそんなに大きな投資もいらぬですというふうな話があったそうです。ただ、これは専門の水産振興センターの担当職員の方にそのことの話を確認したところ、確かに今、戸賀も順調にあって、それから今の試験養殖、備蓄のところで行っているのも、今のところうまくいって順調にあってるので期待ができます。それと今後、専門家としては、椿漁港の辺りが非常にやりやすい、そういうふうな養殖に適しているということで。他のところは、ほかの事業者の方がいろいろ調べたところでは、どうもギバサは海面から3メートルのところで作るというふうなことで、先ほどの市長の答弁の中にも詳しくありましたけれども、なかなかそういう点では一概に全部が全部成功するわけじゃないけれども、非常に男鹿市の海域はそういった面で、今回私、ギバサということで特定しましたけれども、養殖に関して今やっているほかの養殖事業も非常に期待が持てるというようなお話を伺ったので、それで今回提案させていただきました。

それで、一つだけ、このギバサ養殖やるための海面を掃除するのが、今、人力で、潜水夫の方が手作業で行っているということで、これが一番大変で労力が必要だということで。これをもし将来的に機械化ができて、もう少し時間が早くできれば、どんどんどんどんこの事業も拡大ができるということもあったので、その辺を市のほうでやはり将来的に男鹿市の産業振興につながるということなので、検討していただきたいなと思います。そこのところだけ一度答弁をお願いいたします。

それと、あとは高齢者の災害支援対策、これは今までも予算委員会とか全協で、いろいろほかの議員も質問して、本当はこの質問どうかなと思ったんですけども、実際、私、船川地区を中心に回ったわけですけども、せっかくそういうふうないろいろ市役所のほうに大変だからと言うと、すぐ対応してくれるというシステムを本当に分からない人があまりにも多すぎて、そのたびに私、いやいやこうだからこうなんで

すよと言え、ああそうなんですかということで、何人かにその水を役所のほうからもらって届けてもらったりとか、私自身も届けたりしたんだけど、その辺のやっぱり、確かに全部市役所の職員に任せるというのは、これは駄目だと思います。だから、民生委員とか地域の方も常にその情報を共有するという仕組みをもう少しやっぱり強めていく必要があるんじゃないかなと思って質問させていただきました。これは答弁は要りません。

あと、通称道路名、これも観光客、今年、コロナ禍が改善されたということで、この前のいろんなイベント、若美のメロンマラソンをはじめロックフェスティバル、それから日本海花火等も、すごい駅前、まるで東京の駅前みたいな人がいっぱい来たんですけれども、その観光客の方が私の知人の何人かに、いやあこだけよくなったところなんで、ぜひやっぱりホームページ等に愛称名、通称道路みたいな、男鹿には、先ほど市長が答弁したとおり、今も観光道路に名前ついているのあるんだけど、ぜひそういうのを取り入れたら、我々観光地に来た人間にとっては、ますます男鹿を、駅前を中心に男鹿市全体に遊びに行くきっかけになるではという意見を聞いたので、それで今日質問させていただきました。

先ほどのギバサのそこの機械化に関して、そこだけお願いいたします。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） それでは、先ほど御質問がございました養殖に係る岩盤清掃についてでございます。確かに鈴木議員がおっしゃったように、人力でやるのは相当な労力があるということでもございますので、今後、そういった機械化ができるようでありましたら、県の水産振興センター等とも協議の上、導入できるようであれば導入についても、将来的ではございますが、鋭意検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 3番鈴木元章議員の質問を終結いたします。

喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安田健次郎議員から発言訂正の申出がありましたので、これを許します。4番安田健次郎議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 大変申し訳ありません。午前中の一般質問の発言の中で、「精神疾患」というところを、幼稚で「精神異常者」と申し上げたようでございまして、この発言については、「精神疾患の方々」と訂正させていただきたいと思えます。よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） ただいま安田健次郎議員からありました発言訂正の申出については、会議規則第65条の規定により、これを許可します。

○4番（安田健次郎議員） 大変申し訳ありませんでした。

○議長（小松穂積） 次に、8番佐藤誠議員の発言を許します。8番佐藤議員

【8番 佐藤誠議員 登壇】

○8番（佐藤誠議員） 7月の大雨で被災された方々に、私からも心からお見舞い申し上げます。また、その後も猛暑で大変な思いをしておられる農家の皆さんにも、本当に心が痛むばかりでございまして。しかしながら、私が感動したのは、大雨のときの市の態勢はすごいなど、本当に心から感謝しております。市長が陣頭指揮を取って、収めてくださった仮の水道配管、それから、私が感動したのは、やはり温浴施設を無料開放すぐしてくださった、あの言葉を聞いただけで、私は入りには行きませんでしたけれども、本当に市長が、市が一生懸命取り組んでいる姿が市民に伝わったんじゃないかなと思って、私は非常に幸せな気持ちになりました。本当にありがとうございました。

そういう温浴施設の件もありまして、今日、私は、このたび三つの点について質問したいと思います。

最初は、温浴施設の民間譲渡について伺います。

「温浴ランド」及び「夕陽温泉WAO」については、「公共施設等総合管理計画」において「民間譲渡又は廃止」となっており、今回、民間への無償譲渡に向けて既に公募が開始されました。もともと指定管理者は民間のノウハウで経営することになっ

ていますが、住民福祉サービスの目的もあるため、第三セクターの意味合いを持つ「株式会社おが地域振興公社」が運営してきました。

存続を求める利用者は今までと同じようなサービスを求めているようですが、そもそも温浴施設が成り立つための商圈が、車で15分圏内に人口10万人ということであれば、温泉だけでは根本的に無理な話になるでしょう。温泉以外の別の魅力を主体として展開し、温泉の維持経費も賄える場合にのみ、これまでのサービスが可能になります。男鹿市の両温浴施設の公募の条件と方法は、しっかりと市民のためになるよう行わなければなりません。

そこで質問でございます。

1番として、市の財産であるにもかかわらず、なぜ最初から無償譲渡を打ち出すのか。市では全く価値がないと判断しているのか。それとも価値があると考えてはいるけれども、市で最良な活用策を見いだせないことから、外部から新たな発想で活用策を見いだすということなのか。いずれにしても、しっかりと全国的に広告する必要があるのではないか。

2番として、公募期間が2か月しかないのはなぜか。価値を見いだせた事業者にとっては検討・判断する時間が足りない。もっと長くするべきではないか。

3番として、改修費の補助金に1億円を出すというのであれば、入浴料金など今までと同水準程度の入浴サービスを条件に付すべきではないか。

4番として、価値がなくて財政的重荷になっているのであれば、圧倒的に廃止がいいのではないか。土地や温泉源に関する権利を売却することも考えられるのではないか。

5番として、公募は今後実施するものであるが、もう実施されましたけれども、現時点で施設を引き受けることを検討している事業者はいるのか。1億円を限度とする補助制度は民間側の要望を踏まえたものなのか。

6番として、建物、附帯設備等、温泉源に関する権利、温水汲み上げ設備等、無償譲渡しようとするものの総額はどれくらいなのか。また、土地が無償貸与ということは、今後の固定資産税収も見込めないのではないか。

7番として、夕陽温泉WAOについては、隣接するコテージやキャンプ場を含めた事業提案も可能としているが、仮に応募がなく廃止となった場合、コテージやキャン

プ場も廃止するのか。

以上について伺います。

大きい2番として、海岸の災害対策について伺います。

男鹿市防災アドバイザーの松富英夫教授を座長として、東日本大震災の2年後に当たる2013年、秋田県沿岸津波対策検討会が開催されました。そこでは、県想定のマグニチュード8.7の連動型地震が発生した場合の設計津波の水位と計画堤防高の検証がなされ、新計画堤防高の案が示されました。そのときの報道では、秋田県の北から南までの沿岸の中で堤防の高さが不足しているのは、船川港を中心とした鶴ノ崎から生鼻崎までの間であると発表されたことを記憶しております。

最初に堤防が造られたときは、3.5メートルあった堤防も砂に埋もれてしまい、今や1メートル程度しかありません。場所によっては堤防の上まで砂がたまっており、もはや3.5メートル全てが埋もれている箇所もあり、とても堤防があるとは言えない状況になっています。

この10年間、幸いにして津波はありませんでした。しかし、災害はいつ来るかわかりません。想定外のことも起きますが、少なくとも想定された内容をもって、市民の安心・安全は確保されなければならないのではないのでしょうか。

ということで、以下の質問をいたします。

1番として、市では防波堤が残り1メートルしかない現状を把握していると思うが、このような場合、津波は堆積された砂の上を滑るように簡単に乗り上げてくると考えていいものなのか伺います。

2番として、防災アドバイザーの松富教授と現地確認をしたことはあるか。また、市では県や国と何かしらの対策を考えているのか。

3番として、男鹿半島の地形上、また、国家石油備蓄基地の位置関係により、潮の流れで砂が運ばれてきます。防波堤から波打ち際までは20メートルから30メートルも離れてしまい、そこに広がった砂のスロープ面はどんどん増してきて、その砂により海に注ぎ込む川の出口が狭くなり、場合によっては砂や流木で完全に出口が塞がれることもあります。先日の大雨では川があふれる寸前で、住民が海への出口を人力でスコップなどにより広げて難を逃れました。この件はすぐに市職員から港湾事務所へ報告いただきましたが、本来、その管理は誰がどのように行われることになってい

るのか伺います。

4番として、本来、海浜の管理者ではない地域住民は、観光地としてシーズンを迎える前に海岸の草刈りや木の伐採をしているが、これは実施しないほうがいいのか伺います。

大きい3番として、ごみ有料化の検証について伺います。

毎月、「広報おが」には、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量が記載されてきますが、目標の500グラム以下になるのは冬場の1月や2月ぐらいしかなく、有料化後もあまりごみは減っていないように感じます。

有料化の目的は、1番目として、家庭系ごみの発生抑制や分別マナー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進により減量を図られること。2番目として、公平な費用負担により、税の節約につなげることでありました。ごみ有料化から3年経過した今、市のごみ処理基本計画と照らし合わせ、当初の計画がどの程度達成できているのか。また、検証されたか、お尋ねいたします。

1番として、1人1日当たりのごみ総排出量の目標は。また、目標に対する状況はどうなっていますか。

2番として、1人1日当たりの家庭系ごみの年間平均排出量はどのくらいになっていますでしょうか。

3番として、リサイクル率（資源化率）はどの程度になっているでしょうか、お知らせください。

4番として、最終処分量はいかがでしょうか。

5番として、事業系ごみは増えているのか伺います。

6番として、今後のごみ減量化策をどのように考えているか伺いたいと思います。

以上をもって1回目の質問を終わります。当局の誠意ある答弁をお願いします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、温浴施設の民間譲渡について、まず、公募に当たっての基本的な考えについてであります。

温浴ランドとWAOは、いずれも利用者の減少や維持管理費の増嵩等により厳しい

経営状況にあるほか、将来にわたって施設を維持するには、両施設合わせて10億円を超える大規模改修が必要であります。

こうしたことから、令和3年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」において民間譲渡又は廃止と定め、利用者アンケートや住民との意見交換会を経て、先月28日から民間譲渡に向けた公募に踏み切ったところであります。廃止は最終手段と考えております。

全国的にもバブル期を中心に「ふるさと創生1億円事業」などを活用して公共温浴施設が数多く整備されましたが、現在は本市と同様に施設運営に苦慮しており、県内を含め多くの自治体で民間譲渡や廃止に向けた動きが見られます。

しかしながら、民間への譲渡が実現した事例は少なく、様々な優遇策を提示しても、先行自治体の多くが手詰まりの状況にあると認識しております。

本市の2施設にあっても、生半可な条件では検討の対象にもしてもらえないことから、市や地域の方々が望む温浴施設継続の実現には、最大限の条件を用意して公募に臨む必要があると考えます。

こうしたことから、建物、附帯設備及び源泉の権利等を無償譲渡とし、土地は無償貸与とするほか、施設維持に必要な改修に際しては上限1億円の補助制度の創設を予定しているところであり、こうした情報を市ホームページやSNSで全国の事業者に向けて発信しております。

無償譲渡資産の総額につきましては、不動産鑑定を実施していないことから把握しておりませんが、参考として建物の帳簿価格は、温浴ランドで約4,000万円、WAOは耐用年数が経過しておりますので、残存簿価の1円と推計しております。

なお、公募期間は、他の自治体で実施した先行事例等の調査を踏まえ2か月としており、事業提案には時間的に十分と認識しております。また、施設改修に市が支援するからといって、譲渡後の民間事業者の経営に制限をかけるような条件を付す考えはありません。

WAOに隣接するコテージ及びキャンプ場の対応については、仮に応募がなかった場合、コテージは廃止いたしますが、キャンプ場は県有施設でありますので、県と協議し方向性を定めることとしております。

このたび民間譲渡に向けて公募をしております二つの温浴施設について、佐藤議員

には、財政的負担になっているのであれば、圧倒的に廃止のほうがいいとのお考えを承りました。

しかしながら、前段申し上げたように、廃止は最終手段であります。これ以上継続的に市が関与することは困難であると判断いたしました。そうした中でも、存続を望む市民の声に応えるため、地域活性化の観点から、まずは民間譲渡に向けて全力で取り組むことが重要であると考えており、現在、私が先頭に立って様々な企業に対しトップセールスに努めております。

公募開始から1週間が経過し、内覧会への申込みや問合せが数件あるものの、譲渡の実現は簡単ではなく、苦戦を覚悟しておりますが、地域にとって有益な提案がされるよう、引き続き可能性のある事業者に積極的にアプローチしてまいります。

議員の皆様からもそれぞれのネットワークをフルに活用し、事業者へお声かけくださいますようお願いいたします。

御質問の第2点は、海岸の災害対策についてであります。

まず、鵜ノ崎から生鼻崎までの港湾区域については、波を防ぐ護岸を含め、港湾管理者である県が管理を行っております。市では、護岸に堆積した砂と津波の動きの関係について技術的な知見は持ち合わせていませんが、県によりますと、砂の堆積は一般的な波浪を防ぐ機能には影響がなく、砂によって波の力が減衰する面もあると伺っております。

津波対策に関し、県は、平成25年に海岸保全施設等の整備を行う際の想定水位として、おおむね数十年から百数十年に一度の発生が見込まれる津波の高さを設定し、船川地区においては5.7メートルと公表されております。

これを踏まえ、県では、費用対効果や今後30年間の大規模地震の発生確率等を勘案し、まずは、令和2年完成の「アガーレ」など、早期に効果が発現する津波避難施設の整備を優先して進めていると伺っております。

なお、本市の防災アドバイザーである松富氏との現地確認につきまして、市では実施しておりません。

また、河川の河口部と海岸の管理につきまして、砂の堆積による河口付近の狭窄部への対応などは海岸を管理する県が行っているほか、市管理の河川区域における流木や漂着ごみは市が撤去するなど、管理区域に応じ、情報を共有しながら維持管理に努

めております。

このほか、市では、観光シーズンやイベントの開催時などに流木や漂着ごみの撤去を県に随時要請し、必要な対応を行っていただいております。今後も、海岸保全施設の整備や適切な維持管理などについて、適宜、県に要請してまいります。

地域の住民の方々による草刈り等の環境美化の取組については、地域の環境保全はもとより、オール男鹿で観光客をお迎えする観点からも大変ありがたく思っております。今後とも地域の事情を踏まえつつ、御協力いただくようお願いいたします。

御質問の第3点は、ごみ有料化の検証について、まず、ごみ総排出量の目標についてであります。

本市では、平成27年に一般廃棄物処理基本計画を策定しており、平成27年度の1人1日当たりのごみ総排出量964グラムを、10年後の令和7年度には890グラムまで削減することを目標として掲げております。

ごみの総排出量は、平成27年度当時1万512トンだったものが、令和4年度では8,770トンまで減少したものの、1人1日当たりの排出量は計画策定時から微増が続き、令和2年度のピーク時には985グラムまで上昇いたしました。その後、令和2年7月のごみ有料化を契機に少しずつ減少しましたが、令和4年度で963グラムと、令和7年度目標の890グラムには及びません。

1人1日当たりのごみ総排出量が大きく減少しない要因は様々考えられますが、家庭系ごみが減少した一方で、事業系ごみの増加に伴い、ごみの構成割合が変わったことが大きいと考えております。

次に、1人1日当たりの家庭系ごみの年間平均排出量についてであります。こちらも平成27年度の678グラムを、令和7年度には500グラムまで削減することを目標としております。

令和元年度で662グラムだった1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、有料化を契機に令和4年度で599グラムまで減少しているものの、目標の達成にはまだ相当の努力を要する状況にあります。

次に、リサイクル率についてであります。

ごみ総排出量のうち資源化されたものの割合は、計画策定以降9パーセント前後で推移しています。計画では令和7年度で17パーセントと高い目標を掲げており、分

別方法を記載したごみの出し方便利帳の発行や分別講習会の開催など、様々な取組を行っておりますが、残念ながら達成には至っておりません。

次に、最終処分量についてであります。計画では、令和元年度の年間埋立量1,740トンを超えて9パーセント以上削減し、令和7年度には1,570トンとなる目標を立てておりますが、ごみの総排出量が減少していることから、令和4年度時点で目標を大きくクリアし、1,181トンとなっております。

次に、事業系ごみの状況についてであります。

令和元年度まで年間約2,100トン前後だった事業系ごみの総量は、令和2年度以降上昇傾向にあり、令和4年度では2,345トンまで増加しております。これは、大型小売店や新しい店舗の開業が大きく影響していると推察しております。

最後に、今後のごみの減量化策についてであります。

ごみの減量化については、有料化によって一定の成果は出ているものの、数値的にいま一つ伸び悩み、目標の達成には及ばない状況にあります。

その要因については様々考えられますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるステイホームの増加、マスクや消毒液などの消耗資材が増えたことのほか、いまだに古紙やペットボトルが分別されず可燃物として廃棄されていたり、缶やビンにたばこなどの異物が混入した状態で廃棄されているなど、分別の徹底が思った以上に図られていないことが挙げられます。

今後のごみの減量化推進やリサイクル率の向上には、何よりも市民一人一人の意識の醸成と具体的な行動が不可欠でありますので、引き続き広報やスマホアプリを通じた情報発信を行うほか、分別講習会で生ごみの水分を絞ることや廃棄するペットボトルの洗浄、資源化できる雑紙の種類を認知していただくなど、直接市民に呼びかける機会を増やししながら、目標達成に向け取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。議長すいません、今、御答弁いただいたんですけど、一問一答に切り替えたいんですけど、いいでしょうか。

○議長（小松穂積） はい、申出のありましたとおり、一問一答方式を認めます。

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。

まず、温浴施設の民間譲渡について御答弁いただきましたけども、少し伺いたいと思います。

まあ私が質問に挙げていた内容は、ちょっとこの、全く価値がないと判断してるのか、価値があると思ってるのか、この辺あたりの答弁がなかったかなと思ってございました。で、もし、価値がないということであれば、つまり今、市長の答弁によりますと、いろんな条件を出して、生半可な条件では相手にしてもらえないというようなことでありました。つまり、男鹿市ではほとんど価値がない、—————（発言の取消し）—————ものをどうか引き取ってくれと、お金やるから、1億円やるから引き取ってくれというようなことを言ってるようなものではないのかなと。価値があるのか、ないのかっていうのをもう一度答弁、どう認識されてるのか。—————（発言の取消し）—————ごめんなさい。

（「それだけ言い過ぎだよ。議長、発言訂正してもらえ。何とこれ笑ってる場合でねえで。」という者あり）

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 今、温浴施設について、価値があるのか、ないのかというふうなお話ですけども、市としましては十分価値はあるというふうに考えてございます。

ただ、このまま市で継続して関与することは非常に今難しいと。そういう状況ですから、民間譲渡、そういった手法というふうなことを今考えてると、そういった状況でございます。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） ちょっと言葉が汚くてすいませんでした。

例えば、今もし、10月までに公募期間ということでありますけれども、10月まで決まれば改修費の1億円を最大出すことになりますけれども、ということであれば、債務負担行為とかっていうのは設定しなくてよかったんでしょうか。例えば県なんかでもプロポーザルやるときでも、将来、そのお金が出ると。それで最大このぐらい出るとしたらば、それを債務負担行為みたいな形で議会に示されるべきではなかったのかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えいたします。

まず、今の手続で考えている手法ですけども、譲渡先が決まれば、そのための改修費の一部を補助金として交付したいというふうに考えてございます。あくまで補助金ですね。で、確かに相手がいればそれは債務負担というような手法もございすけども、まだ実際誰が手を挙げるかも全然分かっていないと、そういった状況でございす。したがいまして、相手が決まって契約して、その上で補助金というふうなことを考えていきたいというふうに考えている次第でございす。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 市がやってきても、また指定管理者がやっても、なかなか難しいこの施設の利用方法だったと思いますけど、考えつくだけでもやっぱり時間がかかります。事業計画やったり、資金計画やったり、工事の見積り等、それをたった2か月で作り上げるということ自体、相当無理があると思います。それをもしできる業者がいるとすれば、もっと以前から計画を立てていて、こういう温浴施設があればいいなど求めていたところにたまたまこの話を聞きつけたのであれば応募も可能でしょうけれども、銀行の審査もあるだろうし、そもそもその企業内で例えば役員会とか開かれたり、いろいろやらなきゃいけないことがあると思います。なかなか普通は無理なのではないかと思います。公募期間が2か月というものを、もっと延ばすべきではないかと私は思います。そのほうが、今、全国に大きく公募すれば、このなまはげの里男鹿の魅力を感じて、より市民が喜ぶような、様々なよい提案が出てくる可能性があります。まずそれをやるのが第一ではないかと思っております。

公募期間が2か月という意味がちょっと分からなくて、そもそもこの総合管理計画によりますと、この男鹿市の個別施設計画では、第1期内に廃止して民間譲渡となっております。ということは、第1期というのは令和3年から令和8年です。8年までまだ余裕があるわけですよ。この期間にやるということになって、まだ3年もあるのに、たった2か月で一応締め切るというのは、市民のためにはならないのではないかと。いい案がもっと出てくるんじゃないかと思うんですけど、2か月で出てくる可能

性っていうのはあるんでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えします。

まず、当方で想定している事業者ですけれども、温浴施設とかそういったことをやっているところ、ゼロからのスタートではなくて、最初からそういうのをやっているところなどであれば、割と応募しやすいのかなというふうに思っているところがございます。先ほど市長からの答弁もございましたけれども、他市町村でも大体2か月というふうにやっているのが一般的なところがございます。そして、もし2か月で実際に誰も来ないという話であれば、再度また延長をかけるというふうなことも考えているところがございます。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） たった2か月でもし応募がなければ、たしかまた公募条件を見直しすると。見直しして、また再公募して、また1か月の期間を設けるということでした。非常に私はタイトだと思います。令和8年まであるのですから、もっと余裕をもってやるべきではないかと私は思いますが、その点、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 公募期間が2か月と。先ほど議員から、2か月の間に申込みをして、事業計画を作って、資金計画を作って、見積書を取って、まあ工事までやるかどうか分かりませんが、まあそういったことは無理だろうというふうなお話でしたけれども、私のほうも無理だと思います。この2か月は、まずは当市にこういう施設がありますと。で、現にそれなりのお客さんがいますけれども、温泉も出てますと。ただ、まあ様々な条件もありますし、こういったことをまずね、興味のある方に見ていただきたいと。で、検討の材料としてもらいたいと。私のほうでは、そのための2か月だと思ってます。当然、現場を見なきゃいけないということで内覧会もやります。この内覧会にしても、一応特定の日を決めて想定はしてますけれども、それ以外に

もですね、その日都合が悪いっていう方も当然いらっしゃるでしょうし、後からちょっと、いやいや見なくてもいいと思ったけども見たいという方がいれば個別に対応するというので、柔軟に対応したいというふうに思っています。

要すれば、2か月間は、まずは当市のこの施設が本当に御社にとって利活用する、その検討材料にしてもらえるかどうかというので、まあ第一ラウンドみたいなものというふうに思っています。で、そういうふうな方で、まあ多少興味ある方、もしくは、いや、これはいいぞというふうに本格的に思う方、様々いらっしゃると思います。そうした方々に応じて、これからですね、その2か月以降もですね、もしかすれば、今議員がおっしゃったような本格的にね、それについて事業計画を検討するとなれば、もう少し当然時間が必要になりますし、そこら辺については我々も柔軟に対応したいというふうに思っています。

2か月内に全部、これこれこういうふうなことで使うという計画書をね、全部図面を持ってきてくださいと、こういうふうなお話をしてるわけではなくて、あくまでも、これからお互いに様々な条件なり何なりを詰めながら交渉する、そのための第一ラウンドというふうに考えてございますので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

ですから、場合によっては、有望なそういった企業がね、なおかつ地元にとっても有益な提案があるとすれば、で、もしかすれば年度内にですね、そこを最終合意までいかないとなればですね、それが少し延びるということはこれ当然あると思っています。そういった意味では、この公共施設の管理計画の8年間っていうのは有効に活用したほうがいいかなというふうには思っています。

ただ、令和8年までその第1期の計画があるからといって、令和8年にならなかつたら民間譲渡できないということでもございませぬし、いろんな計画ありますけどもね、建築できないっていうわけでもございませぬので、その後の情勢の変化によってスピードを早めて廃止しなきゃいけないっていう場合もあるでしょうし、新たに設置しなきゃいけないっていうものもあるでしょうから、それはあくまでも目安であってですね、その時々々の情勢でもって判断して、議会のほうにもお諮らいしながら、我々としては判断、決定していきたいというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 今、副市長からの説明によると、まず興味ある人に手を挙げてもらう期間だということで、それは理解いたしました。

次に、1億円という金額を提示されましたけれども、これはなぜこういう金額が弾き出されるのでしょうか。何が根拠だったのでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えします。

まず1億円の算定根拠なんですけども、指定管理料、大体年間3,000万円ぐらいとなっております。その3年分を一応目安に設定させていただいております。併せて、委員会のほうでもお話をしましたけども、皆さんの思いもありまして、市で最大限出せる範囲ということで1億というふうなことを設定させていただいております。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 私が管理計画と照らし合わせて思ったのは、管理計画では民間譲渡としかしていないのが、なぜこの無償譲渡になったのか。民間譲渡として決めてたんですが、それがなぜ無償譲渡になったのか。それがやはり非常に疑問がございました。無償譲渡にしたのは、いつこういうふうに変更になったんですか。議会にこの間報告したのは、この間、全員協議会するときではなかったかと思うんですけど、いつ変更されましたでしょうか。そういう案になったでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えします。

まず、無償譲渡にした理由でございます。

先ほどの市長答弁でもございましたけども、全国的にもこういうふうな公共の温浴施設、こういったものが今現在運営に苦慮しており、民間譲渡や廃止に向けた動きが多いというふうな状況でございます。そうした中で、では実際に有償でやっているという例というのはほとんどないです。実際には無償でやっているというのが一般的な状況だというふうなところでございます。

で、それをいつ変えたんだというふうなお話だったんですけども、特段変えたというふうな意識はございませんで、公共施設等総合管理計画においては民間譲渡又は廃止というふうな形になっておりますので、そのままという話です。それが有償か無償かというのは特段決めてませんので。よろしいでしょうか。ごめんなさい。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 民間譲渡だけが決まって、それは議会から了解されてたんですが、それを有償か無償かでは全然話が違うわけでありまして、財政的にも。それがなぜ無償譲渡になったかと、それはいつそういうふうになったのか、お知らせしてほしいという質問でございます。もう一度お願いします。

○議長（小松穂積） 杉本エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長

【エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長 杉本一也 登壇】

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） お答えいたします。

先ほど市長も答弁しておりますけれども、県内外のこういった事例を研究してみますと、無償譲渡で譲渡しても、なかなか相手先が見つからないというふうな先行事例がございます。で、生半可な条件では、うちのほうの2施設、見向きもしてもらえないような状況でありますので、可能な限り事業者から手挙げをしてもらえるような条件ということで、今回無償譲渡、あるいは土地については無償貸与というふうな対応をさせていただいております。

事前に全員協議会、その前の産業建設委員会協議会、6月の委員会協議会でも、この件についてはいろいろ議論をさせていただいておりますけれども、その中では、委員の方々から、最大限、相手先が見つかるような支援をというふうなお話がありました。中には、もっと高額な支援をというふうなお話もありましたけれども、今、市ができる最大の金額というのが1億円、先ほど部長も申しましたとおり、指定管理料の3年分、こういったことで設定をさせていただきましたので、御理解賜りますようよろしく申し上げます。

それからもう一点、仮に有償譲渡で売買する際は入札になりますけれども、こうした場合、どうしても価格競争が全面に出してしまうと。それよりも、無償譲渡ということで事業内容を重視した事業者の選定をしたいというふうな考えもありまして、今回こ

のような対応をさせていただきましたので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤議員、委員会でないので、本会議ですから、少しあんまり細かいところっていうのは変ですけども、全体的にどうなっていくかというところの視点でひとつお願いしたいと思います。

○8番（佐藤誠議員） はい。

○議長（小松穂積） 8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） それでは、まあ細かいところはさておいて、確かに令和3年3月に、その個別施設計画が出されました。そして、民間譲渡ということになりました。で、私がつかんでいる情報によりますと、その約1年後ですね、令和4年、去年の4月には、やっぱりある業者さんが、温泉利用型健康増進施設をちゃんと準備していると。そういうふうなのに向けて温浴ランドを写真つきでプレゼンしているという情報が入ってきております。であればですよ、であれば、その業者さんは、そのときにもう既にその計画を組み込んでいた。であれば、有償譲渡、無償譲渡っていう話になってくるんですけど、その業者さんは去年の4月の時点で、例えば有償でも受け入れたいと、欲しいと思って、そういう計画があったんじゃないかと思ってございます。市長にはそういう話とか計画とかは耳に入っていましたでしょうか。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 私には一切入ってません。

ただ私はいつも市役所のスタッフに言ってることは、役所の人っていうのは公募かけると黙ってても来ると思ってるんだすな。それはない。売りにかかれと。一生懸命売りにかからないと来てくれないよという話をしています。だからこのことも、役所はやっぱり手続の文化で、きちっとやっぱり筋道を通さないと、なかなかものが通らない。私は市長になった時点から、やっぱりここあたりは非常にこう、この施設については疑問を感じてたんです。

そして、3年前ですか、レジオネラ菌が発生して、そのとき私、前にもお話しましたが、あの施設を見て本当にびっくりしたんです。また管の径が半分になってました。ということは、湯量が4分の1になってるってことです。やっぱりそういう病

原菌が発生したってのはそういうことが大きな原因なんです。それを直すだけでもまた1億以上の金がかかります。その時点で、これはやっぱりもうちょっと市の手には負えないんじゃないかなと、そういうことを私は感じてました。

だから、まあきちっと決まってない段階ですけども、いや、そういうふうな話は私もしたかと思います。あ、したかとじゃなくて、してます、いろんな業者に。男鹿を訪ねて来ている大きい業者などに案内をしたり、そういう話をしたりはしてます。そういう事実であって、今議員が言ったようなそういう具体的な話は、私は聞いてないです。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） まあ詳しい話は、事実関係は分からないですけども、ただ私のところには写真つきでちゃんと来ているものですから、そうやって計画をしている、ちゃんと計画をして1年も前から、確かに計画するのは時間かかると思いました。そうやって段取りしていて、そのときからもう温泉ランドを組み込むんだと、自分のところで手に入れるんだという計画がなぜできるのか。それが不思議でたまりませんでした。ということは、今市長の答弁にもございましたけども、まああちこちトップセールスもされていらっしゃるから、そういうことを考えたのかもしれない。それだけ必死な状態だったと思います。

しかしながら、それって公平じゃないです。公明正大でもないです。やはりこれは平等な財産であるならば平等にやるべきではなかったのかと思いますし、そういう情報を漏らすということは、やはり、まあ相談を持ちかけたのかもしれないんですが、そういうことを思うとそういうのがあったのかなということを思っています。まあこれはあくまで推測ですので、それは間違っていたらすいません。申し訳ございませんでした。

（「駄目だ、推測でしゃべるのは。」という者あり）

○議長（小松穂積） 暫時休憩します。

午後 1時52分 休 憩

午後 1時54分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

佐藤議員の認識にお任せして、はい、よろしく。

○8番（佐藤誠議員） はい、ありがとうございます。

まず私は、いろいろ今回の件に関して、やっぱりいろんなところから情報が入ってきます。そういうのを併せ持って考えた場合、まあ市長ははっきりそういうことはないとおっしゃっておりますので、当然それはそれで信頼していかないといけないし、重い発言でございます。

しかしながら、やはりこの資料を見ますと、なぜ、なぜ1年も前に組み込みますと、それを計画に入れる、男鹿市のっていうか温浴ランドをうちが手に入れますというような資料が出回って、それをプレゼンとかでされてるんでしょうか。それっておかしいなと思った次第です。

これについては、まあ委員会とかもございましょうから、またもんでいただければと思いますし、事実関係はこれからまた明らかになりますけれども、やはり全て公明正大にあってほしいなと私は思います。それが市民のためであろうと思ってございます。

○議長（小松穂積） ちょっと質問そこで止めてください。

○8番（佐藤誠議員） はい。

○議長（小松穂積） 答弁してください。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 議員のおっしゃることと私の言ってることの違いは、私は本当にこれは見つからないと思って必死になってやってるんですよ。議員のほうは、いつでも売れると、そういうスタンスですよ。民間感覚で言うと、いろんな種まきをしないと人が来てくれるわけないでしょう。こういう問題がありますけども、私たちは利活用できないけども、あなたたちだったら利活用できる方法があるかもしれないと、そういうことで私は複数の人に声をかけてます。それが議会軽視とかって言われたら何もできないですよ。今の東京から来てる大手の人方はジャッジが非常に早いです。会社のスタッフであっても、いろんなことを敏感に感じながら、いろんな情報を真剣に考えてくれます。今回の公募に関しても、私は20社ぐらいにメールを流しています。その中で、やっぱりちゃんとトップが反応してくれるところもあります。よ

く検討させてくれと。だからね、やっぱり私たちがこのことについて売れないんじゃないかって非常に心配してるのと、議員は売れるんじゃないかと、そのことの違いが大きいんだと思います。だからそこあたりのことは分かってください。

議員だって設計もやっけていて分かってるでしょうけども、民間の設計屋であれば、例えば公有地であっても空いてるスペースがあれば、こういうところにこういうのを造ったらおもしろいですよと、そういうふうを持ちかけてくることは何も悪いことじゃないですよ。民間の空いてる普通の土地があって、どっかにこういうのを造ったらおもしろいですよと、設計屋さんが売り込んでいって何も悪いことはないですよ。だからそのことを会釈だとかね、そういうこと言われたら本当に心外です。私は本当に、その非常に困って、さっきの答弁でも言ってますけども、売れないんじゃないかと、その不安でいっぱいなのと、価値があるのだから売れるだろうというそのスタンスはもう全然違いますね。そのことを何とか分かってもらいたい。

以上です。

○議長（小松穂積）　ここはこれでいいんでねえか。

さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員）　まあ市長からいろいろ答弁いただきましたので、この辺でやめておきますけど、ただ、民間と役所は違うんだと。民間は自由に商売ができる、提案もできる。でも役所の財産です。市民の財産。それはやっぱり公的にきちんと扱わなきゃいけないんじゃないかと思っております。それは答弁要りません。

次に移ります。

これから、海岸の災害対策の件について伺います。

実際、この秋田県の沿岸津波対策検討会、松富先生が中心になってやっているその検討会の資料によれば、先ほども答弁にございましたけれども、秋田県の中で本当に防波堤が足りないのは、この地域だけなんです。あとは全部一応クリアしていると、こういうグラフがあります。この青が現在の防波堤の高さで、緑が必要とされる防波堤の高さです。秋田県全域の北から南までありますけど、この中で船川だけ、ここの地域だけこうなってるんです。この現状をやはりもっと強く訴えていただきたいと。ただそのアガーレは造って、あれはたしか今の市長が県議の時代に努力していただいたということを記憶しております。しかしながら、やはりもう少し越えた平沢、増

川、女川、鶉ノ崎まで、本当にあの現状は波が上がってくるんじゃないかなど。あれで減水すると本当に地域の人に伝えていいものですか。先ほどそういう話もございましたけど、砂があのまま、残りあと1メートルもない、50センチしかないその防波堤を越えてこないんですかね。私は、3メートルの津波が来たら、すーっと滑ってくるような気がするんですけど、それを減水するから大丈夫だって地域の人に伝えていいものでしょうか。今、そういう発言だったんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えします。

先ほどの市長の答弁で話もございましたけども、砂の堆積は一般的な波浪を防ぐという機能には影響がないというふうな話を伺っているところでございます。

一方、津波対策については、議員のおっしゃるとおり、今、5.7メートルというふうな話があると。要するに今の護岸よりも高くなるというふうなことが想定されておりまして、それで県としましては、実際にその護岸を全て整備するということに対しては、多額な費用が必要になると。また、長期の時間が必要だということで、まずは早期に効果が発現可能な対応としまして、漂着・漂流物防止施設対策ということで津波タワー、そういったものを整備しているというふうなことを伺ってございます。

すいません、もうちょっと補足しますと、漂流物防止施設対策というのは、ネットみたいなものを張って、流れてくるものを防ぐというふうなもの。あとそれから、津波避難タワーは、津波の到着までの避難困難者を対象としてすぐに逃げれる施設、そういったものを造っていくというふうなことで今対応しているというふうに伺ってございます。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 今、答弁の中で、漂流物防止対策とかって言っていましたけど、ネットでなくて多分ワイヤーのことだと思んですけど、それもたしか市長が県議会時代にアガーレと一緒にやってくださったことを記憶しております。しかし、今私が言ってる地域はそこではないんです。備蓄を越えたもう少し向こうです。鶉ノ崎まで

の間です。そちらは何もありません。何もなくて、どんどんどんどん砂が滞留しているんです。秋田県で一番ですよ。この現状をもっと声高に言っていただきたいんです。市長からもぜひ県に強く、予算がないとか長期かかるとかっていう問題じゃなくて、何かこの対策をしないといけないと思いますけど、結局何も進んでないと。そのワイヤーと、それからアガーレのほうを造ったのは船川の地区ですけど、向こうのほうは何も対策が取られてないんじゃないかと。そしてますますひどくなっているというのが現状だということを確認していただいて、強く県に働きかけていただきたいと思いますが、お願いできますか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 議員がおっしゃってるように、確かに船川港のその先については、私のほうでも現場を見ましたし、写真もいっぱい拝見しました。河口部のところが非常に容易でない状況になってるというようなことで、そこは県の管理のところと市の管理のところがございますので、まあこれまでも特にその港湾関係については、船川港の放置船もありましたし、それから各県管理の港、漁港も含めてですね、まとめて、特に港湾関係ということで、県への要望については重点事項でいつも要望してしますので、その中に今回議員がおっしゃったようなそういった地域のところも含めてですね、県のほうに強く要望してまいりたいと。10月上旬に予定してございますので、その際にそういった項目も入れて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 副市長からこうして答弁いただきまして、ありがとうございます。

もう一つついでに言いますと、先ほど最初に私が申し上げたように、やはりこの河口がどんどんどんどん狭くなってくる。片側が防波堤なんで、砂がどんどんどんどん来て、ここに注いでる川があともう、上流のほうは4メートル、5メートルあるんですが、海のほうに来ると河口は、あと1メートルないんですよ。そうするとどうなるかって、あんな雨降ったらやはり氾濫の危険性が出てくるわけです。だからみんなでスコップ持って、海のところですよ、こうしてこうやって河口を広げてた。この砂

は、この地形形状どうしようもないものだと思います。男鹿市はどうしても北からは米代川、南からは雄物川が来て、砂を運んでくるような、そういう地形になっていますので、そういう状態であるならば、やっぱりそういう川の管理、河口の管理、まあ県がやるのか市がやるのか分かりませんが、定期的にその状況を見てですね、河口をきちんと確保してもらわないと、どんどんたまる砂なんです。何とかこれの対策をお願いしたいなど。定期的をお願いしたいなどと思ってございます。それに対して御答弁いただければと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 先ほど私答弁いたしましたのは、今まさに議員が御質問、御指摘したところをですね、やっぱりしっかりと、県がやる場所、それから市がやる場所を役割分担してやらないことには、まさか住民の皆さんにまたスコップ持って云々という話を、これは毎度続けてもらうわけにはいきませんので、そこはしっかりやりたいと。

ただ、もしかすれば議員の前段の要望なり御質問は、その海岸施設のほうをね、ずっと船川の港から女川、増川、ずっとそういった津波施設を延々とやっていったらどうかという話でしょうけども、これはなかなかできる話でございませぬし、果たしてね、東日本大震災で浸水したところでも、防波堤の高さを上げることに賛否両論がある中で、現実的な話ではございませぬので、やっぱり海岸保全施設を建てる場合には、そういった5.7メートルという津波高をちゃんと頭に置いて、造る場合だったら造らないと駄目ですよというふうな御提言でありましたので、そこは県のほうも重々承知してるとお思いますので、ちょっと私も誤解して答弁しました。

○8番（佐藤誠議員） いえいえ。

○副市長（佐藤博） 河口ところは、しっかりと県のほうに伝えてですね、市もやるけれども、県のほうでもしっかりとそこはパトロールなり何なりして適宜やってもらうような形で要望してまいりたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） この件については、こうして副市長から答弁いただきましてありがとうございます。県のほうによろしくお願いします。

それでは、3番目のごみ有料化の検証について伺います。

やはり先ほどの数値を伺いますと、なかなかごみ自体は減らないんだなということを感じます。結局、市民側から見ると、まあごみ袋が上がったっていう話で今は思っているぐらいで、ごみの量や出し方とかはあまり変わってないのが現状ではないかなと。そして、まさに事業系のごみが増えたと。スーパーとかにトレーを持ってったり、ペットボトル持ってったり、空き缶持ってったり、そういう量が増えて、家庭系ごみがもし減ったとしても、そういうところに流れてて、男鹿市全体のごみとしては減ってないんじゃないかなと思われま。私が思うには、やはり環境負荷を減らして、いって、本当にごみ焼却に伴う温室効果ガスの低減とか、それから天然資源の枯渇、そういうのをなるべく防いでいく、そういうことが必要だと思うし、それはもうみんなですらなきゃいけないことだと思います。

で、一つ質問でございますが、500グラムということで、1人当たりの家庭系ごみ500グラムというのがずっとうたわれていて、私どもも頭の中にずっとあるわけですけれども、どこから出た数字なのか。なぜ500グラムなのか。これって全国的に1人当たり500グラムなのか。なぜ500グラムという数字を置いているのか。それとも、焼却施設の処理能力なのか。どこからこの500グラムというのが設定されたのか分かったら教えてください。

○議長（小松穂積） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） それでは、お答えいたします。

500グラムにつきましては、クリーンセンターの処理能力ではなく、環境省で策定したごみ処理基本計画策定指針に沿って策定したものであります。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 環境省の設定だということであれば、もう全国的にここに向かってるっていうことが今分かりました。

で、問題はごみを、じゃあ今後どうやって減らしていくかということを考えていかなければいけないと。もちろん3Rと申しますか、リユースとかリデュースとかリサイクル、それから最近は5Rというリペアとかという話も出てきますけど、最終

処分場に行く前にもう循環させてしまう、循環型の世の中にしていこうというのが国の政策でもあろうと思います。それをやっていかなければいけないんでしょうけど、例えば今、それを推進していけばいいんでしょうけども、もしごみの量が少しずつでも減っていったら、例えば男鹿市のクリーンセンターへの分担金、そういうものが減ったりするものか。いわゆる目標に到達したとか、目標をクリアしたとか、そういうことで全市民が一体となって頑張ろうと、こうすれば男鹿市の負担金も少なくなるからみんなで頑張ろうというような活動とか、そういうふうに減量とかに取り組めないものでしょうか。

○議長（小松穂積） いいか、通告外だけれども。佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） それでは、お答えいたします。

八郎湖周辺清掃事務組合の負担金につきましては、実績割もあります。平等割が20パーセント、人口割が40パーセント、実績割が40パーセントということで算出されております。現在、3年度の実績割になりますけれども、これは構成市町村の中で男鹿市は57.3パーセントと非常に高いわけですけれども、これは人口等もございませぬので、金額が6,255万6,000円となっております。

議員おっしゃるとおり、目標を設定して、それをクリアしたらもっと全体が減るのではないかという御意見ですけれども、これは市長が常々申しておりますとおり、ごみの減量化については、常に市民に問いかけているところであります。最終的には市民一人一人の意識づけによる根本的な削減を行っていきけるよう努めていかなければならないものと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 大体分かりました。ごみの減量はみんなでやっていかなければいけないし、もう少しいろんな細かいことを決めていかなきゃいけないと思います。やっぱり私がリサイクルの面でほかの地域を見たときに、意外とプラスチックごみを分けているところがあって、プラスチックごみはやっぱり燃やすと大分燃料費がかかったりするというので、プラスチックごみを意外と分けたりしているところが、再資源化しているということがございました。まあこれは今後の課題になっていくと思いますけれども、ぜひまたみんなで頑張っていきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質問を終結いたします。

（「議長、13番」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時22分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日7日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時23分 散 会

